

法務委員會會議錄第四十九号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 山崎 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 中村 又一君

安部 俊吾君 高橋 英吉君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 田万 廣文君

加藤 充君 田中 堯平君

世耕 弘一君 佐竹 晴記君

出席政府委員

刑政長官 清原 邦一君

検事(特別 審査局長) 吉河 光貞君

検事(特別 審査次長) 關 之君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小 貞一君

本日の會議に付した事件

破壊活動防止法案(内閣提出第一七〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一七一号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出第一七二号)

〇佐藤委員長 これより會議を開きます。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を一括議題とし、質疑を継続いたします。大西正男君。

〇大西(正)委員 まず第三條に關連してでありますが、第三條の一号、ロに規定してあります「せん動」、この中に

定してあります「せん動」、この中に「せん動」というのがございまして、この「せん動」というのは、本法に定められておる扇動の觀念の中に入るかどうか。入るとすれば、その理由を承りたい。また入らぬといひましたならば、兩者の相違を承りたいと思ひます。

それから次に第三條二項の「団体」であります。この「団体」につきまして、過般來、いろいろ各委員から質問があつたところでございまして、この際も一、二点伺ひたいのは、暴力行為等処罰ニ關スル法律に規定されておる「団体」と違ふか違わないか。違ふとすれば、どの点が違ふのか。それから昔の治安維持法の「結社」というのと違ふのか違わないのか。違ふとすればどういふに違ふのか。それから団体の中には財団法人は入るのか入らないのか。以上の点についてお伺ひいたします。

〇吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の第一点、この法案第三條の第一項、一号、ロの「せん動」が、アメリカのスマス法に規定されておる「煽動」と同じかどうかという御質問であらうと思ひますが、煽動の意味は、外國の法律に使つておるアドヴォケートという言葉を訳したものであると考へております。アドヴォケートと申しますのは、打出して広めるという意味に使はれておる考へておるのであります。この法案における扇動は、從

來から御説明した通り、犯罪実行の決意を創造させたり、既存の決意を助長させる勢力を有する刺激を與へるものであるといふふうにお答え申し上げました。かような次第で、特定の問題または事項をとらえ、これを打出して広めるといふ扇動とは、同一でないと思へておる次第でございまして、

次に暴力行為等に規定する「団体」の概念と、この法案第三條、二項に規定する「団体」と同じかどうかという御質問でございまして、団体につきましては、暴力行為に限らず、憲法その他廣くいろいろな法律で規定されておるのであります。これらの法律におきましては、すでに団体といふものについて、社会的に一定の一般概念として、その内容が定められておるということをお提として、いろいろ法律にこれを規定してあるものと考へておるのであります。この法案におきましては、それを明確化しまして、本法案においては、「団体」とは「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体」といふように、明確に定義したわけにございまして、それでは治安維持法の「結社」と「団体」との違いはどうかという御質問でございまして、結社といふものは、御承知の通り、フランス革命以來歴史的、社会的にこれを表現の自由として用いられて來た言葉でございまして、通例の意味におきましては、結社とは政治目的を持つ結社とか、団体とか、あるいは秘密結社とかいふような特別な意味に大体使われ

ておるのであります。法理上の突き詰めた觀念は、やはり共同の目的を持つ多数人の継続的な結合体といふふうにならざるを得ないのではないかと考へておる次第であります。

次に財団法人は「団体」であるかどうか。財団それ自体は法律によつて特定された概念で、団体ではございせんが、その財団法人として特定の財産を取巻く人々の間に、自然的事実としてそこに人的な結合が生れて、それが多数人の継続的な結合体と認められる場合には、団体と認め得るものと解釈してある次第でございまして、

〇大西(正)委員 今ちよつと聞きのがしました。財団法人といふのは……財団の中核をなす財産それ自体は、団体ではございせんが、この財産を取巻く人々の結合体が、本法にいう共同の目的を達成するための多数人の結合体といふものが、現実に成立しては、これが団体として考へられるといふふうには解釈してある次第であります。

象となりますが、そういう際に何らかの捜査官なり、調査官のある想定、結果に対する主観的な想定のもとにそういうものを取上げなければ、なかなか現実の問題として取上げ得ないのではないかと考へております。これは實際問題を考へる場合にはたしてその間に截然とした区別ができるかどうか、これはきわめて疑問だと思ひますのであります。いかがでしようか。

〇吉河政府委員 御質問の趣旨でございまして、これが捜査や調査に當る者が一つの想定を持つ、持たなければならぬ調査なり捜査がでないのではなからうかという御質問でございまして、調査官なり、捜査官なりは、扇動といふ犯罪あるいはその行為が行はれたと疑ふべき理由があるといふ場合には、捜査なり、調査を發動するのであります。扇動の法律上の概念をこれらの捜査官に明確に認識させておくといふことは非常に必要ではあります。それが以外に何らかの想定、たとえば具体的な場合においては、かく／＼の特定人がこゝいう場所において扇動するのではないだろうかといふような想定と申しますか、そういうような想定は持つべきではないと考へておる次第でございまして、

〇大西(正)委員 私はやはり今の説明では十分納得が行かないのであります。て、卑近な例を引けば、早大の事件における警察官の行動といふものは、もちろん今後十分に調査する必要があ

り、その調査のもとに立つて論ずる必要があるのでありますが、あの行動を見ても、現在法務委員会ではいろいろと関係人から述べられた言葉を聞きましても、警察という一つの団体がある思い過ぎか何か知りませんが、一種の想定のもとに何らの不慮の態度が発生しておられないのに、みずから暴力を振つておるといふ事態が看取されるのであります。そこにこの問題にやはり関連をして、そういうた警察官なり、あるいはまたこの法案が規定しておる捜査官なりが、主観的な想定に基づいて行動を起す場合が多々あり得ると思ふのであります。そういう意味で、私はただいまの御説明では納得が行かないのでありますが、一応この点は打切つておきたいと思ひます。

次に伺ひますのは、この第三條二項の「共同目的を達成するため」というのは、共同目的をかりに有するといふ言葉を使ひました際に、両者に何らかの相違があるのでありましようか。一応承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。第三條二項の団体の定義として、「共同目的を達成するため」というたつてありますので、これが共同目的を有するといふふうに書き出した場合とどういふふうに違ふかという御質問だと思ひますが、大体同じだと考えております。いやしくも団体が今日の社会活動として、個人が団体を結成して活動するといふためには、そこに個人の主観とは離れた、一つの団体としての共同目的を設定いたしまして、この共同目的を達成するためにそういうふうにして考へておるものであります。共同目的を有すると書き出した場合とも

大体同じであらうと考へておる次第でございます。

○大西(正)委員 次に第四條に移りますが、第四條一項二号の「機関誌紙」の定義につきまして、かねて各委員からお尋ねがあつたと思ひますが、もう一回明確にしておきたいと思ひます。定義をお教え願ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。本法で規定いたします「機関誌紙」と申しますのは、「団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣傳するために継続的に刊行する出版物をいう。こゝにいうふうに相なつてゐるわけでありま。そこでこの定義の中を、はたして機関誌紙でありやいなやを判定するための要素といたしましては、それによつて団体が目的、主義、方針等を主張する、それは自分の団体内の人々に対しての場合よりも、また団体外に対して主張し、通報し、宣傳するといふ、その内外を問わないのであります。しかもかようなことが一回ばかりでなくして、継続して行われる、もとよりこれは継続の意思を持つていけば適用されるのであります。現実にはそれが行われてゐるという

ことは必要でありませんが、少くとも継続的にやるといふことが必要であるわけでありま。そして特にこゝで刊行と申上げたのは、これは単に手書きだといふようなものを含まれないのであります。機械的な方法によつて印刷刊行するといふ意味と解するものであります。さういふものをこゝで機関誌紙と定義してゐるわけでありま。もちろんこれは特定の形式あるいは題名を持つてゐるわけでありま。しかしあるいは題名がないといふ場合

もおそらく考へられます。そういう場合もあつたと思ひますが、いづれにしてもさういふふうな形式で、継続的に機械的方法によつて刊行される、かようなものをこゝに機関誌紙と定義いたしました次第であります。

○大西(正)委員 そこで現在発行されております普通の日刊紙、そういうものも、これはこの機関誌紙の中に広く含まれるのでありましようか。

○關政府委員 お答えいたします。いわゆる通常の新聞の問題であります。が、單なる事実の報道のみを扱うといふことになりま。それはこゝにいう機関誌紙といふことには當らないと思ふのであります。その中に、その団体の目的、主義、方針等の主張、通報、宣傳といふようなことがあります。ならば、そこに、ある団体がその背後においてやつておるといたしますならば、それはやはりその団体の機関誌紙といふようなことに相なるかと思ふのであります。かような観点から考へてみまして、新聞紙その他のものもこれに入ること入らないのか判定すべき問題だらうと考へてゐるわけでありま。

もおそらく考へられます。そういう場合もあつたと思ひますが、いづれにしてもさういふふうな形式で、継続的に機械的方法によつて刊行される、かようなものをこゝに機関誌紙と定義いたしました次第であります。

○大西(正)委員 普通の日刊紙もいわゆる社説と稱するものを欄を設けて主張したりしておりますが、そういう意味で、その主張は別に政治に關係ないこともありま。政治に關係ないことをしておることもあります。政府の施策を援助するやうな社説を掲げることもあれば、政府に対して反対の意思表明をすることもあります。いろいろあるものであります。さういふものも——さういふ主張は継続されるものに、またさういふ主張は継続されるもの

の思ふのであります。さういふ意味合いにおきまして、單なる事実の報道だけには、新聞は事実上とまつておらない、さういふ場合に、それもやはりこの法案の機関誌紙の概念の中に入り得るのでありましようか。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの通り、普通の新聞紙には報道と意見と二つの面があるのであります。一、一応この機関誌紙という定義の中には、そのような意見があり、目的、主義、方針等の主張がある場合も多からうと思ひます。形式的には一応入ることには相なるかと思ふのであります。しかしこの第四條に掲げますことは、要するにかような機関誌紙によつて暴力主義的破壊活動が行われるといふことが、第四條の「機関誌紙」の實體をなすわけでありま。一般の新聞紙のごときは、かようなものに該当するといふようなことはほとんど考へられないと思つております。

○大西(正)委員 ほとんど入る場合がないとおつしやいます。その点がまた非常に疑問のある点でありまして、それゆゑにこそ、一般の国民に対してこの法案が不安を興えておるのだと思ふのであります。でありますから、この点は、政府が独断をもつて、そんな場合はない、あり得ない、ある場合が少いのだといふことは、必ずしも断定できない問題だと思ふのであります。次に、たとえば普通の政党その他の機関誌といふものは、Aという政党があつて、その政党みずからが機関誌を出しておる場合は典型的でありま。さういふが、Aという団体を構成してある政党が、それ以外に別個の株式会社あるいはその他の形においてBという新聞社

をつくつて、そしてそのBがAの機関紙たる使命を果しておるというふうな場合、またその機関紙を発行する人が全然個人でやつておる場合もあり得ると思ふのであります。政党を構成する以外の個人がさういふものを発行し得る場合も考へられるわけでありま。さういふ場合に、一体この第二号に規定してある「団体がその目的、主義、方針等を主張し、云々」といふのは、その「団体」は、Aという政党とは別につくられたBという株式会社をさすのであらうと思ふのであります。さういふ場合に、またそれが個人であれば、これはもう団体ではない、さういふ場合に、一体禁止するのはだれに向つて禁止をするかといふことを承つておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。ただいまのお尋ねの第一点は、Aという政党がありまして他にBというある会社をつくりまして、そして自分のいろいろな主義主張をその発行する新聞に載せた場合はどうなるかといふのが、第一の御質問であらうと思ひますが、これは要するにこの法案におきましては、ある一つの団体があつて、団体の活動として機関紙が出されるというたつて、この法案の構成要件になるわけでありま。従ひまして、現実の事実といたしまして、政党とその新聞社とがまつた別個の団体であるといふふうには考へられま。問題はそれが政党のものと考えられるか、あるいはその別につくつてゐるものが政党と統一した一つの団体的な活動と認められるかといふ問題が、まず第一にあるだらうと思ふのであります。従ひまして、もし実は名前はBとしてゐる

が、實際的には主義その他の面から見
てまづ一つのブランドであつて、
一つの機関としてつくられたにすぎな
いというふうな關係がそこに認められ
ますならば、その政党自体の活動と相
なり得るというふうに考えられる場合
もあろうかと思ひます。また
そういう實際的事実の認定によりま
して、全然そういうことが認められな
いということになりますと、B自体
の、その団体が発行するものとして考
えられるかという問題になるのであり
ますが、これはもちろんそのBが政党
との關係がなく、やはりそこに一つの
団体があつたならば、その団体が發
行するということに、相なりまして、
はたしてその団体がこれに該当する問
題が生ずるかといふ問題に相な
ると思ひます。次に個人の問
題であります。これも考え方の基本
は同じであるわけでありまして、個人
という別個のものがそこにあるが、は
たしてその前の政党と同一の団体的活
動と認められるかどうか、認められる
といひますならば、それはむしろそ
の個人のものも団体の活動と認められ
る限りにおいては、ここに第四條の問
題が一応考えられるわけでありま
す。しかしそう認められないということに
なりますと、それは個人の活動であり
まして、この法案の団体の活動とし
て、そういうふうな機関紙が出される
ということにはならないであらうと考
えられるのであります。

○佐瀬委員長 その場合、いわゆる外
部団体といわれるものの機関紙は包含
するかいなか、この点に対する御意見
を承りたい。
○吉村政府委員 お答えいたします。
通例の意味におきまして、外部団体は
本来の中心的な団体とは、別個の団体
というふうに認められておるのであり
ますので、外部団体の機関紙がただ
に中心的な団体の機関紙であるとは、
考えられない場合が一般であらうと考
えておるのであります。

○大西(正)委員 ちよつとあとへ返り
ますが、この括弧の中に規定してあ
る定義であります。これは主張し、
通報し、宣伝することを主たる目的と
しておる、あるいはそれに付随してお
る場合、主たる目的としておることを
要件としないのであつて、付随してお
る場合でもよいということになるわけ
でしょうか。

○關政府委員 解釈としてはお尋ねの
通りであります。

○大西(正)委員 そこで第四條の一
項——本文にもどります。第四條の
要件は、過去において破壊活動をした
といふことがまず第一にあつて、第二
には将来何らかの破壊活動を行うであ
らうといふおそれのある場合、この二
つになるのでございますが、ところで
私過去といふ言葉を使ひましたけれど
も、必ずしも過去ではなくて未来のこ
ともあり得るわけでありまして、ただ
いまを標準として考えますと、一回は
その破壊活動が現実に発生をしたとい
うことが要件であらうと思ひます。と
ころでその一回発生した場合に、その
発生自体をもつて、将来もその団体が
継続して同じようなことをやるかもわ
からないといふおそれがありと認定さ
れる場合もあり得るのではないかと
思ひます。たとえば刑法その他には、
念は違ひますけれども、業として何々

をやつた場合に取締りの対象になる。
業としてというのは、その行為として
は一回だけでも取締りの対象になる場
合があるのですが、それと同じよう
な、類似した意味合いにおきまして、
今日の時点に標準にして言ひますな
らば、今日以前には何らかの破壊活動
はなかつたが、たとえばあつてに
も破壊活動行為が現実に発生をした、
その発生したことによつて最初の要件
を満たすとともに第二の要件をも満た
し得る場合があり得るか、そういうこ
とも想定しておられるか、この第四
條からそういうことが言ひ得るかど
うかを伺ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。そ
ういふような場合は、この第四條の場
合では、考えられないと思ひます。あ
ります。それは、過去の一回の暴力主義
的破壊活動をまず條件とし、さらにそ
れに「継続又は反覆して将来さらに」
といふふうな條件をここに附加してお
ります。この法案自体の建前から申
しますと、団体の将来の暴力主義的破
壊活動の基礎をなくするといふことが
基本の考え方でありまして、いわば暴
力主義的破壊活動をやるような性格の
団体が、たゞ／＼たつた一回何らかの
関係をやつて、あと全然ないといふ
うなことは、この法案の規制の対象に
なるわけではないのでありまして、一
回過去にやつたといふことを取上げま
したのには、要するに一回やつたにもか
かわらず、さらに将来継続または反復
してやるといふことが明瞭に認められ
たといふことは、この実体の評価とい
たしまして、団体がそういうふうなこ
とをやるような性格を持つておるの
である。そこでそういう団体は公共の安

全を確保する上においてきわめて危険
があるからして、将来においてその活
動の基礎を排除するといふ考え方の
であります。ただ過去において一回や
つたといふだけではいけないのであり
まして、その継続または反復してとい
うことは、これは明瞭に証拠によつて
明らかに認めなければならぬのであ
ります。従ひまして、過去一回だけ
で刑法の業務上といふようなことの推
定は、この法案ではもとより避くべき
認定と思ひます。

○大西(正)委員 そこで、この法案
は、一面に一面においては行き過ぎが
あり、一面においてはきわめて不徹底な
感があるものであります。過去における
暴力行為は、裁判を通じてその団体が
暴力活動をやつたのだといふことの認
定は必要でない、またこの法律の施行
前の行為も取上げる、こういう態度を
一面においてはとつておられるかと思
ひます。従来そういう行為がなかつた
ものについては、将来一回だけそうい
う行為が起ることは認容し、規制
の対象にはならない、その行為がい
かに恐るべき行為をやつても、一回だけ
は許してあげましよう、こういうわけ
ですか。

○吉河政府委員 お答えいたします。
第四條の規制は、将来その団体が再び
暴力主義的破壊活動を行う明白な危
険性を基礎として、これに対して
保安的な措置を講ずるのでございま
す。やはりこの条件は必要だと考へて
おります。

○佐瀬委員長 ただいま大西委員が問
われた中に、団体の活動として暴力主
義的破壊活動を行つた団体、これは本
法施行後のいわゆる本法の暴力主義的

破壊活動を行つたものに限定する趣旨
であるかどうか、本法施行前における
本法に該当するような活動をも含めた
趣旨であるかどうか、その点もこの機
会に明らかにしておきたいと思ひま
す。

○關政府委員 先ほど、大西委員から
一回は認めるではないかといふお尋ね
であります。規制の条件としては、
確かに一回の暴力主義的破壊活動をな
すことは、その一回だけではこの法案で
は規制はいたさないものであります。そ
の理由は、要するに団体の活動は、憲
法上から申しますならば、結社の活動
になるのでありますから、簡単に一回
くらいでやるといふことは、自由権の
制限上行き過ぎたものである。やはり
一回やつてから、それが継続または反
復されるといふところに、団体がこう
いふような破壊活動をするような性格
を帯びて来るから、そういう団体の活
動を保障する結社活動、団体の自由
権を尊重するゆゑである、かように
考えまして、お尋ねのごとく非常に手
間ぬるいようなことではあります。憲
法の自由権の保障という点から見て、
この程度のところにラインを引くのが
相当と私は考へておるわけであり
ます。

第二点といたしまして、本法施行前
の暴力主義的破壊活動が、この第四條
におきまして、団体の活動として暴力
主義的破壊活動を行つたといふ、その
ことに当るかどうかという問題と思
ひます。これは、この法の解
釈といひましては当ると私は解
釈してゐるわけでありまして、従ひま
して、この法律施行前に暴力主義的破壊
活動を行つた団体がここにあらうとい

しまして、それが本法施行後におきまして継続または反復して暴力主義的破壊活動をなすというような場合におきましては、この條件を満たすものと思ひであります。一般の行政処分の場合にいたしましては、すべて法律施行前の行為も、これを行政処分の一つの條件のうちに加えるというのには、立法例の認むるところでありまして、その線に沿ひましてさうに考えるのであります。しかしここに継続または反復して将来行われる行為は、この法案施行後の行為でありますから、それが過去の行為の継続または反復でありましたから、無限にさかのぼるということとは考えられないのであります。要するに、将来継続または反復して行われるその暴力主義的破壊活動と直近した期間、時間的に見ても直近した期間におけるその団体の暴力主義的破壊活動だけが、この第四條におきまして団体の活動として過去において暴力主義的破壊活動を行つた、そういうことに相なると思ふのであります。

○大西(正)委員 私どもが最初に持つておつた疑問は一向氷解されないのであります。施行前の行為を取締りの対象にしたり、それから裁判を通じて認定されないようなものも問題にする。しかもそれをあとの條において行政機関で認定するなんということは、まことに不審、不当なものであると私も考えるのであります。

それからあの表はまだできないのであります。表がでないのとお尋ねする点もちよつと明確にすることが困難かも知れませんが、第一項の一号、二号、示威運動とか集団行進、公開の集会において過去の破壊活動行

為が行われた。将来継続して行ひかゝるわからぬ破壊活動行為は、そんな集会や示威運動には関係のない場合があり得ると思ふのであります。また第二号の機関誌によつて過去の破壊活動が行われた場合、将来予見される破壊活動行為は機関誌とは何ら関係のない場合もあり得ると思ふのであります。そういう場合に、過去においての機関誌にあるいは集会、そういうつたものを禁止するといふのはどういふ根拠でさういふふうになるのであります。将来のおそれといふものは機関誌紙には関係がない、集会にも関係のない過去のやつをとらえてやるというのはどういふわけですか。

○關政府委員 お答えいたします。この第四條の一項一号、二号の関係であります。これにつきましては第四條の第一項におきまして「将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行ひ明らかなおそれがある」と認めると足る十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行ふことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するため必要且つ相当な限度をこえてはならない。これは本法第二條におきまして「目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行ふべきであつて、かように書いてあるものであります。今お話のように、全然将来においては機関誌紙あるいは集団の活動で行われないといふことが明らかにありますれば、それができないのであります。さういふ自由権をこえて禁止するのは、おそれを除去するために、相当な限度を越えてゐるものと私は思ふのであります。やはりそれは明らかに認められる第二條及び第四條の「必要且

つ相当な限度」というこの法律上の解釈によりまして、適切であるように考え、そしてそのおそれを除去する相当かつ必要の限度においてのみ各種の一号、二号の行為を行つて行ひ、かようなことに相なるのであります。

○大西(正)委員 もう一べん明確にしておきたいのですが、さうしますと、将来のおそれがある活動も、この一号、二号に規定されている示威運動、集団行進、公開の集会において行われおそれがない場合には問題にされな。また第二号の機関誌紙において将来破壊活動が行われるおそれがあり認められない場合には第二号には該当しない、こゝういふ御説明だと承してよろしうございませうか。

○關政府委員 お答えいたします。言葉は若干違ふのでありますが、要するに将来におきまして第四條第一号あるいは第二号のこれらの活動によつて破壊活動が行われないといふことがまことに明瞭である場合には、かような規制措置はできないものと考えてるのであります。

○大西(正)委員 もう一べん明確にしておきたいのですが、将来破壊活動のおそれが一号に規定している集会その他において行われるものと認められない場合と、それから第二号の機関誌紙において将来破壊活動を行ひおそれがあるとその具体的事実によつて認められない場合は、一号、二号には該当しない、こゝういふことでございませうか。

○吉河政府委員 御質問の通りであると考えております。たとえば過去において機関誌紙によつて破壊活動を行つた、将来機関誌紙によつて破壊活動を行ひおそれ認められないという場合

には、かけるわけには行かないといふふうに考えております。

○大西(正)委員 それは第四條一項の但書によつてそうなるといふのでございませうか。

○關政府委員 さういふ解釈してないのであります。

○大西(正)委員 政府の御意図は一応明瞭になつたと思ひます。しかしさういふことは法文自体ではさういふふうには解釈されないもので、これは政府の御答弁にかかわらず、この法律ができたならば、運用する機関がみづから解釈し得る権能がありますから、まあ今御答弁になつた政府の御意図が必ずしも実行されるとは限らない、さういふ保障は別になつたといふことになると思ひます。

そこでもう一べん第四條に關しましてお尋ねしますのは、たとえ一号の集団示威運動、集団行進または公開の集会において行われる破壊活動といふものは、第三條に規定します行為が全部含まれるのでしうか、それとも事柄の性質上含まれないと思はれるものもあるものでしうか。また同じく第二号に關してさういふ關係が生ずるのでしうか。お伺いしたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第四條の一号、二号の取上げ方でありまして、団体の破壊活動はおよそ活動として考えられる一切の方法によつて行われると考えるのであります。しかしその一切のものをこゝで取上げるということはやめまして、特に公共の安全に重大な關係があるこの一号の集団的活動と二号の機関誌紙の活動を重点として、それから三号の特定の役職員等の「当該団体のためにする行為をさ

せることを禁止すること」という三点で取上げたのであります。そこでそれらく団体活動といふべきものは、この特に一号、二号のほかにさまゝんな類型がそこには考えられるのであります。そこで第三條の各号の破壊活動と一号、二号との關係はこゝで行われたいは一概にこの場合はこゝで行われたいだらうといふふうには私ども断定いたしかねる場合が多かろうと思ふのであります。要は破壊活動が発生するその現実の事態を見て、あらためて考えるよりはか方法がなかろうと思ふのであります。申すまでもなく、大體の想定といひましては、一号の方は集団的な行為でありますから、たとえば第三條の一項一号の方の内乱における暴動といふようなものであるとか、あるいは口の教唆、扇動といふようなこととか、ないしは二号の方の騒擾であるとかいふような集団的なもの、またその公務執行妨害であるとか、あるいは暴動であるとか、かようなものの類型は、この集団的な行為によつて行われる場合が多かろうと思ふのであります。また機関誌紙の方は、これは文書による活動でありますから、ある場合は扇動的な行為でないし「実現の正当性若しくは必要性を主張」することといふような活動が、この形によつて行われるものである、かように考えているわけでありまして、そこで一概にこれがこれといふふうには明確にこゝで區別して申し上げかねる次第であります。この点で御了承願ひたいと思ふのであります。

○大西(正)委員 その点につきまして、ひとつ早急にその表を作成して、委員会にお示し願ひたいと思ひます。

次に、第六條に移りまして、第六條は「解散の指定」の規定であります。この第六條は、団体の個々の行動に対して禁止するのではなくて、団体そのものを解散の対象とするものでありますから、第四條に規定されているものよりも条件が加重されているというところが常識的にも考えられますし、それからまたこの法案の文字の書き方も、一応そういうふうに考えられるのであります。ところでさういふことをえられるにもかかわらず、これを検討してみると、第四條においては、集会とか示威運動、集団行進、こういう場合を規定をして、そうしてさういふ場合に行われる破壊活動に限定をされておられますが、第六條は、さういふ制限は全然ない。ないからして、考えようによりましては、第三條に規定されておる破壊活動のうちで、最も危険が切迫しておらないと考えられるようなものでも、第六條は全部をひづるためその対象になし得る余地があるし、また第六條は、それら全部を含める趣旨で網をひいておるというふうにも解釈されるのであります。その点はいかがでしよう。

○關政府委員 お答えいたします。この法案におきましては、もとより解散の処分はその団体に対するところの最後の処置ではあります。事解散といふ一つの重大な処分でありまして、それ以前に、権利の非常な大きな制限になるわけでありまして、原則として、団体には制限的な規制、第四條の処分で行くといふことを建前としておるわけでありまして、それで第四條の処分ではどうしても目的を達成できないという場合に、この第六條を動かして団体に解

散の指定をする、かような建前をとっているわけでありまして、そこで第六條の但書におきまして、すでに御承知くださるようには、「第四條第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができない」と認められる場合に限る。と、かようなふうな制限をつけておるわけでありまして、そしてまた、委員会におきまして、かりに公安調査庁におきまして、第六條の請求をするというふうな意見を付して請求をして参りました。第六條の規定から、これは第四條の処分ではよろしいと規定してあるものであります。第一さうに考えておられますと、また規制の条件をなすところの破壊活動におきまして、すべて第四條と同じようにならうに考えることは、解散という重要な処分に対しては、やや均衡を失するところであらう。この第六條の三號の場合だけにおきましては、団体が第四條第一項の処分を受けた後、第三條第一項第二号の「一の予備、陰謀、教唆又はせん動等」の所為に就いては、処分を受けた後、さらに団体活動として破壊活動をやつて、将来さらに継続または反復して行くという條件を加重しているわけでありまして、これは要するに、これだけの破壊活動ならばすぐ解散まで——内乱あるいは騒擾の实害行為と同じように考えることは少し酷いと考えましたのでさうに條件を加重した破壊活動の場合を考えたのであります。

○大西(正)委員 ここで加重されておるといふことは法文の表面の字句からいいますと、私もさうなと思うので

あります。ところが今先ほども申しましたように検討すると、この破壊活動の中で、第四條第一項の一号、二号に該当しないものがあつて、つまりさういふ集合会に行われたものでもなく、また機關誌紙を通じてやられたものでもない、さういふ過去の行為があつて、さうして次の予想される行為もそれらに該当しない場合などにおいて、この第六條においてすべてを網羅する意味において、いづれも漏れないように規制の対象にしよう、しかもその規制は何かといふと、解散になる、解散以外にはないのであります。さういふことになるのであつて、なるほど法文の上では加重されたように見えるけれども、實際は広めて、いかなる破壊活動行為も漏れないように、すべてを網羅し、しかもそれを解散に持つて行くさういふふうな場合がこれにすぎない。さういふふうなものであります。

○關政府委員 お答えいたします。まず最初の点であります。第四條で規制できないような行為も第六條にすべからせて来るのではないかと、さういふお尋ねであります。この点は私もさういふ法律の上から見ても、すべてさういふふうになつていないと思ひます。

○大西(正)委員 ここで加重されておるといふことは法文の表面の字句からいいますと、私もさうなと思うので

す。それは第四條の第一項におきまして、一号、二号になるほど特定の活動を取上げておられますが、三號におきましては、その破壊活動に關與した特定の役員または構成員といふふうにあるのであります。これらに對しましては、すべての破壊活動を條件といたしまして、その活動を行はせざることをやめさせることができるのであります。従ひまして第六條と第四條とにおきましては、條件の間には何らの差異がなく、第四條でできないことを第六條でするのではないかと、さういふことには、法律の規定自体からなつていないのであります。第四條で取上げることはすべて第六條で取上げますが、第六條においては、その上においてなお條件を加重しておることに相なるのであります。

それからお尋ねのアメリカの事例であります。アメリカにおきましては——私はまだ団体の解散といふような点は、はつきり調べてはおらないのであります。たとえば法人の解散とか許可の取消とか、いろいろの制度がやはりあると思ひますが、それらの制度は必ずしもさういふことに相なつておるのではないかと、やは日本のように各種の場合があるのではないかと、ただいまのところ考えておるものであります。また新聞紙の場合につきましては、アメリカでは新聞紙の発行停止といふことは、憲法上からきつて重要な一つの問題に取上げられておるようでありまして、今日までの例を見ますと、二つの例があるようであります。一つは裁判所侮辱罪によりまして、裁判所侮辱の記事を掲げた新聞紙に對しまして、裁判所が發行停

止をかけるといふことがあるのであります。いま一つは、裁判所がその記事の内容自体から刑罰に処した場合に、さらにこれに對して同じようなことを書いてさらに發行したという場合に、これはやはり一つの裁判所侮辱、裁判所の命令を侮辱したといふような意味合いにおきまして、これも裁判所法によつて發行停止をかけるというふうな制度があるやに伺つておるわけでありまして、それ以上についてまだ調査したことはありません。

○大西(正)委員 今私のお尋ねしましたことに対するお返事ではないのであります。それはなるほど發行禁止や団体の解散——解散といふ言葉はアメリカで使つてなくとも、それに該当するものがあるかもしれませんが、それは御説明にありましたように、裁判所がやる。そこで私のお尋ねしたのは、行政処分であつて、それがアメリカの判例ではできないといふことになつておるのだが、行政処分であつて、さういふことをした例がアメリカにあるかどうかをお尋ねしておるわけでありまして、別にわれわれはそれを否定するわけではございませんが、行政処分によつてさういふことをやつたのがあるかないか、これを伺うわけでありまして。

○關政府委員 お尋ねの点につきましては、先ほど申し上げましたように、たとえば法人制度の許可取消といふような点につきましては、一応日本のような制度もあるやに聞いておりますが、まだそこまで調査したことはありません。

○大西(正)委員 政府はその例について知らない、さういふふうにと承い

たします。そこで私も常には申し上げておきますように、団体の解散とかあるいはその他の規制にいたしましては、行政処分だから重大なことを片づけてしまふということについては、われわれは反対せざるを得ないのであります。日本におきまして、なるほど商法あるいは民法に解散命令の規定がありますが、それらはやはり裁判所がやることになっております。行政処分ですることは、その設立に許可主義をとつておる民法で、主務官庁の設立の取消しというのがあります。従つてわれわれは新憲法に規定された重大な自由権を制限するといふことは、これはアメリカの例にも発見されないのである。日本の従来の行き方もそうでないものであつて、ことに新しい憲法ができた今日におきましては、はなはだ不当であると考へざるを得ないといふことを申し上げておきたいと思つております。

次にお尋ねいたしますのは、第六條に關連しまして、第四條と同じ趣旨の質問であります。第六條一項一、二、三号にありますが、その「破壊活動を行つた団体」、それから二號の「破壊活動を行つた」云々の団体、これはやはり第四條と同じように、政府の御見解としては、過去の行動であつて、そうして裁判に關係なく、また施行前の行為もこれに入る、こういう趣旨でございましょうか。

○吉河政府委員 御質問の通りでございます。なお先ほどの御質問中に、日本の現在の法制においては、行政処分をもつて法人その他の解散をした実例がないではないかといふような御質問がございましたが、この点につきましては、先般来私どもからも行政処分をもつて法人の解散その他を規定した各種の立法例があるといふことを御説明申し上げておる次第でありまして、その具体的法律の名称等も、もし必要でありますれば、御紹介申し上げます。

○大西(正)委員 今の局長のお話はいずれも占領下の話でありまして、十分存じておりますし、今それをわれわれは問題にしてゐるのではありません。それから、そういうふうな御了解願ひしたいと思います。

次にお尋ねいたしますのは、少しこまかくなつてしまつても、今団体等規定がまだ六箇月生きるわけだと思ひますが、それによつてやはり届出制度が——そこは私は明確にしておりませんが、あるでしようが、これがなくなれば、団体の役員とか構成員となつてものは別に届出は必要でない。そこで第七條で「暴力主義的破壊活動が行はれた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者」といふのは、どういふふうな証拠で認定されるか、同つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。団体の構成員といふのは、特定の団体という多數人の結合の一員たる資格を持つてなければならぬ。それから役員職員とは、団体の意思決定、代表、業務執行上についていふ、機關構成員を持つ場合に、これらの機關の基幹たる地位についてゐるものでなければならぬ。これらはすべて実質的に証拠をもつて認定されなければならぬと考へるのであります。さてその

証拠がどういふ証拠だといふようなお尋ねでございませうが、これは一々証拠が限定証拠でございせんので、各種の客観的な証拠をもつてこれを認定する以外に方法はないのであります。

○大西(正)委員 その点はあまりこまかくなつてから、打ち切ります。○佐瀬委員 先ほど政府委員の説明で、戦時中のものがおもに行政処分による解散を認められた立法であるといふ大西委員の質問に対して、戦争前の学校法人とかかんとかに對してそういう例があつたかどうか。従来の説明で何かその点に觸れておたうに記憶するのですが、もしその資料があれば、あらためてこの機会に御発表願ひたい。

○關政府委員 今日の法制上におきまして、団体が解散されるという制度を調べてみますと、次のような事例があるわけでありまして、それは非常にたくさんありまして……

○佐瀬委員 年代とそれから法律の名前だけでも、簡単に御説明願つておきます。

○關政府委員 一つは純然たる行政処分をもつて法人等を解散する例であります。これはすでに御承知のごとく民法第七十一條、私立学校法第六十二條、事業者団体法第八條、水産業協同組合法第九十四條第二項、消費生活協同組合法第九十五條第三項、農業災害補償法第八十條第二項、健康保険法第三十九條、これらは純然たる行政処分をもつて許可の取消しその他の処置によりまして、法人格を消滅させているわけでありまして、これらにつきましては、その事前の聴問手續であるとか

いふようなことは何ら規定されておらず、まづ行政の一方的な認定によつてなし得るような措置がとられてゐるのであります。

次に行政の許可を以て聴問手續等その他の当該団体の意見を聞くことによつて、法人または団体の解散を命じ得るという例があるものであります。第一は、聴問手續によるものは、保險業法第八條第六号、同法第十二條第一項、第二項、また二としては、社会福祉事業法第四十四條第一項第六号、第五十四條第二項、同第三項の規定によりまして、簡単な聴問手續によつて解散が行はれてゐるものであります。

次に行政の許可の取消しによつて、法人または団体が解散される例があるものであります。これは一として、証券取引法第三十四條第一項第五号、第五十五條等がございまして、二には、商品取引法第九十八條第四号、同法第二百一十一條第一項、三としては、銀行法第二十三條、第二十七條第一項、四としては、無盡業法第二十五條、第二十九條第一項、五としては、医療法第五十五條第一項七号、同法第六十六條、かようなものが行政の許可の取消しによつて、法人または団体が解散されてゐるのであります。

次は裁判所の命令をもつて解散するのがあります。これは手續として……

○佐瀬委員 政府委員に申し上げますが、その程度でけっこうです。後日あらためてその点を資料として各位に御配付を願ひます。

○大西(正)委員 今あげられました例は、いずれもたとへば民法にいたしまし

ても、公益法人あるいはある種の経済活動を行う団体が、きわめて限られた意味合いにおいて、たとえば政治上の主張をするとかんとかいふことではない、そんなことは全然關係のない、きわめて限定された経済活動をする上について、その過渡されるおそれのあるものについては、設立自体を官庁が許可するといふ趣旨に立つて、許可主義に立つてゐるものをおぼろげに含んでおるのではないかと申します。そういうものにおいてそれから過渡した場合に、主務官庁が設立を取消す。その取消した結果、解散の事態が発生するといふことであつて、破壊活動防止法で問題にしてゐる集会、結社、言論の自由、その他表現に關する憲法の問題としておる点とは、全然別個であると思つてゐます。憲法の問題としておる、重大な問題に關して一應國民が自由を認められて、結社を結成し、団体を結成したものに對して、その憲法の保障する自由を制限する場合において、これをびよりたる行政官庁にまかして、それによつて憲法の自由を制限することの不当といふことを、われわれは今論議しておるのであります。そういう意味において、そんな御引例になつた例示といふものは、われわれはとるに足らないものだ、かように考へておりますから、その点御了承願ひたい、こういうわけでありまして。

○吉河政府委員 たいへん言葉を返すようで申訳ありませんが、ただいま政府委員が御説明申し上げました事例は、すべて許可主義によるもののみを問題にしてゐるのではありません。届出によつて活動する法人等につきましても、もとよりその事例があるのであります。

○大西(正)委員　そういう言葉じりをつかまえて申し上げたくありませんが、とにかくそれを設立するについて行政官庁が関与してゐるのです。届出をさすとか許可をするとか、そういうふうに関与したものに於いての問題であつて、届出とか許可とかいう言葉じりをつかまえて私のお言葉を返すわけではありませぬけれども、私の当初から申し上げておる趣旨におきましては、それらはとるに足らない例だ、こういう私どもの考えは一向にかわらないといふことを申し上げておきます。

次にお尋ねいたしますのは、第十三條であります。第十三條に規定されておられます証人、鑑定人、鑑定人等すべてのものを含むのでありませぬか。それからまたこれに連をいたしまして、問題とされた団体側から、かりに証人をそこで調べるとすれば、これに対して反対尋問といふふうなものが、つまり対審ができるか、これをお伺いいたします。

○關政府委員　お答えいたします。この証人の中には、お尋ねのものをすべて含んでおられます。またそういう当該団体側においてそういう者に尋問することも、もとより可能であると考えております。

○大西(正)委員　憲法第三十八條には「何人も、自己に不利な供述を強要されぬ」とありますが、これは憲法第三十七條との関連において、刑事訴訟手続に關連する原則だ、まずそういうことが考えられるのでありますが、しかしそれに限定される必要もないか、もろからないという疑問もあるものであります。そこで第三十八條の「何人も、自己に不利な供述を強要されぬ」といふ一項は、公安調査庁における審理におきまして、やはりこの原則が行われるものであるかどうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○關政府委員　行われるものと考えております。

○大西(正)委員　次に第十四條に關連をいたしまして、五人以内の立会人を認めておられますが、何ゆゑにこの審査におきまして、公開主義をとらなかつたか、また公開主義をとらないといふことが、憲法違反にならないか、その点を伺つておきます。

○關政府委員　お答えいたします。憲法における公開の原則は、これは司法裁判に限られたものであると私は考へておられます。従つて行政上の処分につきまして、どういふふうなそれを公開のときに扱うかという問題は、また別個の観点から、現行の各行政処分の場合の例とか、あるいは本件のこの審理の例、内容等にかんがみまして、公正、迅速に行うには、この程度でもつて妥當であると考えて、かような規定を設けた次第であります。

（委員長退席、田嶋(好)委員長代行清席）
○大西(正)委員　行政処分であるから、公開主義をとらない。こうおつしやるのであります。別にアメリカの例をならう必要はもちろんございませぬけれども、マツカラン法におきましても、その委員会における審理といふものは、これは公開主義をとつております。この重大な問題につきまして、内部で、きわめて限られた人々の中でやつて行くといふふうなことは、私どもとしてはきわめて妥當を欠いておると思ひます。

と申すのであります。また先日の他の委員からのお尋ねによりまして、これに対する政府の御答弁は、調査機関と決定機関がわかれておるから、これは非常に民主的だとおつしやいました。また一面においては、行政簡素化の意味において、非常に手続を簡素化したといふふうな例をあげられておりました。私が、私もまた民主主義といふものの把握において、政府の御答弁と非常に食い違ひがあるわけでありませぬ。なるほど形の上では、調査機関と決定機関が分離されておられますが、いづれもそれは法務府の外局であつて、そして公安審査委員会といふものは、調査庁が調べた証人、それはいづれも書面になつて来るのであります。その書面は、かりに第十三條によつて証人その他を調べたといひましたとしても、その陳述の調書である。そして公安審査委員会は、その陳述をした証人それ自体には、全然触れることができない。その要旨を書いた調書に基いてしか判断を下すことができない。なるほどそれに基づく判断は、何人にも拘束されないように自由であります。しかしその自由を保障する何ものもな

ないからして、情報は二重あるいは三重に収集しなければならぬ。これは結構間のうわさでありませぬから、私は別にうわさを信ずるわけではございませぬが、従来の特審局においては情報といふものは、警察から大部分もつておるなどと思つておる人もあつておる。別に私はそれを信用するわけではありませぬけれども、そういう非難するところのあります。またそういう行政機関が、お互いに対立をして、対立といへば政府御当局はお氣に召さないかもしれませんが、別々に存在を、そしてそれらが情報を互いに競つて集め合つていくことになる。そこ

に一種のセクト主義が發生をして、そして自分の情報は、なるほど法文の上では交換しつと書いてあるが、つまり情報交換は差上げるけれども、大事な情報は交換しないといふようなことが、過去においてはよく起つたことであつた。そういうことを彼此考慮しますと、むしろそんな幾つも同じようなものをやめて、一本にして、そして判断を下す決定機関は裁判所において行ひ、そして調査あるいは捜査をする機関は、檢察並びに警察機関において一本化してこれを行ふ。警察あるいは檢察庁を強化、整備するといふ面に力をいたすのが、これがむしろ行政簡素化に沿つたとともに、事務の運営におきましても、能率的になると私は考へるのであります。そういう点から申しまして、先日来の政府の御答弁といふものは、われ／＼とは意見の一致と見出すことができない。民主主義の原則の御理解においても、われ／＼と相当隔たりがあるように思ふのであります。また行政簡素化といふ目的から行

きまして、われ／＼の見解とは隔たりがあるように思ふのであります。そういうふうなわれ／＼の理解してよろしうございませぬか。

○清原政府委員　お答え申し上げます。ただいま警察、あるいは檢察庁、あるいは特審局の關係について、いろいろ御指摘をいたしましたが、本法案に規定いたしておりますような行政上の処分を、犯罪の捜査の衝に當つてある警察あるいは檢察庁に、その権限をあわせて付與することは、かえつて権限の集中化になり、その濫用を恐れなければならぬことになるのでございませぬ。従ひまして、御指摘の行政簡素化といふ面だけを取上げて、これを國家警察あるいは地方警察に與えてしまつてはどうかという御意見は、成り立ち得るかと思ひますが、本質的に考へました場合には、これはぜひとも兩者固然たる区分をいたしまして、行政的の規制を行ふ面は、本法案の規定するような構想によつて行ふことこそ、民主的であらうかと考えておるのであります。なお警察及び特審局方面の緊密な提携につきましては、もちろん御指摘の通り、きわめて緊要でございませぬから、現在におきまして、その線に沿つてお互いに協力をいたしておる次第であります。

○大西(正)委員　私の質問は大体終るのであります。今おつしやいました行政簡素化の面については、私どもの言ふこともいかにわからないが、民主主義の原則の点では、まだなか／＼誤れない、こういうお話だと思ふのであります。しかしこの法案によりまして、何べんも申しましたように、公安審査委員会といふものは、すえ膳を食

だその処罰対象が漠然としておつたが、本法案において処罰の対象としておる事実はまことに明瞭であるからして、御心配にならないで結構である。

○吉河政府委員 御答申申し上げました。この法案第三條の第一項二號の政治上の主義云々について御指摘がございましたが、これは第二號に掲げる騒擾、放火、殺人、その他の行為についての主観的要件として、しほりとして掲げられておるのであります。政治上的の主義、施策を推進し、云々の目的を持つて、かような活動をするという

ようになつておりました。具体的犯罪行為が客観的な要件として明確に列記されておるのであります。この意味におきまして、治安維持法の国体の変革とか、私有財産の否認というものは、立て方が根本的に違ふものと考へておる次第でございます。

○田万委員 本法案の第一の目的は、暴力主義的破壊活動をする団体の取締りにあると思つております。先ほどの御答申によると、実質的にはこの法案の客体になつておるこの団体の目的は、第四條によれば、「暴力主義的破壊活動を行つた団体に對して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つたか否かがあることを認めるに足る」といういふ一條件をつけてございしますが、かつてさういふ前科のあつた団体に對して、その団体の再びそのようなことを繰返すおそれのあるものに対するいわゆる制裁規定、規制といふことをねらつておる。現在この法案が通過して、その施行される以前に間違った暴力主義的破壊活動をやつた団体があるとして、その団体の適用せられるという先ほど御答申がございましたが、しからば今

か、この点をさらに再確認していただきたいと思ふのであります。

○吉河政府委員 御答申申し上げました。この法案第三條の第一項二號の政治上の主義云々について御指摘がございましたが、これは第二號に掲げる騒擾、放火、殺人、その他の行為についての主観的要件として、しほりとして掲げられておるのであります。政治上的の主義、施策を推進し、云々の目的を持つて、かような活動をするという

ようになつておりました。具体的犯罪行為が客観的な要件として明確に列記されておるのであります。この意味におきまして、治安維持法の国体の変革とか、私有財産の否認というものは、立て方が根本的に違ふものと考へておる次第でございます。

○田万委員 本法案の第一の目的は、暴力主義的破壊活動をする団体の取締りにあると思つております。先ほどの御答申によると、実質的にはこの法案の客体になつておるこの団体の目的は、第四條によれば、「暴力主義的破壊活動を行つた団体に對して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つたか否かがあることを認めるに足る」といういふ一條件をつけてございしますが、かつてさういふ前科のあつた団体に對して、その団体の再びそのようなことを繰返すおそれのあるものに対するいわゆる制裁規定、規制といふことをねらつておる。現在この法案が通過して、その施行される以前に間違った暴力主義的破壊活動をやつた団体があるとして、その団体の適用せられるという先ほど御答申がございましたが、しからば今

日現在さうな団体がありますか、もしあるとするならば、その団体はどういう団体なのか、それをお示し願ひたい。

○吉河政府委員 お尋ねの点につきましては、先般資料をお手元に提出いたしました。御参考に供したのであります。かような団体の存在する疑いがありまして、目下私どもにおきまして調査中でございます。

○田万委員 目下調査中とおつしやいます。私どもはつきり事実がわかつておるのではないかと考へております。極右極左の暴力主義的破壊活動を取締るというこを法務総裁は言われておる。極右の方は大体見当がつきますが、極左の方はさうばかりわけ／＼にはわからない。それを今政府委員はわかつておらないといふけれども、はつきりわかつておると私は考へるが、わかつておるならば、それをむしろ良心的にここで発表なさつて、さうして将来さういふ団体が再びあやまちを繰返さないようにせしめることが、ほんとうに国家治安を維持するゆゑんではないかと考へる。ひとつ勇敢に、全然わからぬはずはないので、ちよつとでもわかつておることがあれば、お漏らし願ひたい。

○吉河政府委員 暴力主義的破壊活動を行つた団体につきましては、その政治的な立場のいかんを問はず調査しなければならぬ建前になつております。しかしながら、現在それではどういふ具体的な団体があるか、出してみろと仰せになりました。まださういふ最終的な結論は達してないのので、申し上げかねる次第でございます。私どもといたしましては、ただいま申し

上げた通り、政治上の主義主張のいかんを問はず、さうな団体活動が行われるおそれがある場合につきましては、鋭意これを調査すべき立場にあるのであります。まだ最終の結論には達しておりません。

○田万委員 次に一つお尋ねしたいのは、先ほど第一番にお尋ねした問題と関連するものであります。この法案が通過しても、——われ／＼は心配してありますが、決して心配ないという確信のある御答申があつたのであります。が、もし不幸にして現在政府委員が確信を持つて御答申になつた事実と違つた、きわめて不安定な客観的事実が發生した場合に、これは少し言い過ぎかもしれませんが、皆さんはどういふ責任を感じられますか。きわめて明確な答申をなさつておるのです。絶対にないと言つて……それとあわせてひとつ質問したいことは、この法案をすつと通して私も非常に遺憾な点は、間違つた行政処分をやり、さうして国民の権利を不測に侵害したというやうなものに対する制裁規定といひますか、こういうものは一つも見えませんが、この点は今までの政府の答申によると、たとえば正当なる労働組合その他の団体を抑圧した場合に、どういふ責任が發生するかという他の委員の質問に對して、——いわゆる第二條第二項の違反でありまして、それは職務濫用罪が刑法上成立する、あるいは国家賠償にも応ずるのだ、また行政訴訟の方式もあるのだ、いふ御答申がございましたけれども、それをやつた人自体に對する制裁といふものは積極的に規定がないのであります。私どもの見るところでは、この法案に基本的人

権を侵してはならないということに關連した訓示的な規定はたくさんありますけれども、積極的に基本的人権を侵害したところの役人に對して、法律がいかなる制裁を加えるかという点については、一つも規定されておらない。この点はどういうことに相なりましようか。

○關政府委員 御答申いたします。もとよりこの法案の執行及びその処分は重要な問題なのであります。これが実施に當る公務員に對しまして、一般の公務員以外に特別な処罰の類型であるとか懲戒の規定を設ける必要があるのではないかとお尋ねでございますが、これは現在の警察官とかあるいは檢察官、その他各般の法権を行うところの一般の公務員のレベルにおいてこれを考察してみまして、現行法の一切の規定をもつてまかなうことが妥當であると考え、特別な犯罪の類型あるいは特別な制裁処置を規定いたさなかつたのであります。

○田万委員 私どもは政府が言ひ通りこれは特別法だといひます。かような「暴力主義的破壊活動」ということで第三條に列挙されております行為は刑法にあるのであります。ことに現在の刑法では取締りの対象として非常に困ることが多いという事実があるから、この破壊活動防止法案という特別法を制定しなければならぬという説明があつたのであります。しからばこれは明らかに特別法である。ゆゑに特別法から發生するところの国民に對する基本的人権の侵害に對しては、特別な制裁規定があつてしかるべきやないかと考へるのですが、ただいま關さんのお話では、その必要はないといひます。私

はあろうと思ひます。そういうふうにお考えになりませんか、特別法だから特別に責任規定をこしらへるという必要はございませんか、都合のいいときは特別法で、悪いときには一般法にあらしてしまふ。これは男らしいやり方ではないと思ひます。いかがでしようか。

○關政府委員 お答えいたします。その点につきましては、特別法だとすればすべてそれに対して特別なる公務員の責任規定を設けるかという問題であります。現行の一般立法におきましては、さうなことをとらないのが建前になつておるのであります。たとへて申しますならば、鉱山保安法のごとく非常に各人の人権に対して重大なる制約をなす規定もありますが、それらにおきましては別に特別なるところの責任規定を規定しておらないのであります。現行法の一般的なものによつてまかなうのが妥当であると考えておるわけでありませう。

○田万委員 次に尋ねたいのは、本会議で私が質問しました通り、この法案の各條項を通じてみますと、検閲の復活といふことを非常に濃厚に感ずるのであります。たとえば現在の政府の転覆とか総理大臣に対する攻撃といふようなものに関する文書活動におきまして、原稿の作成、印刷物の頒布等について暴力主義的破壊活動と見られるおそれがあるといふので、その文書をあらかじめ公安調査官のところに見せに行く、そしてその内容を伺うといふことが反覆繰返されることになるだらうと思ひます。これは實際問題です。そういう場合に任意に原稿、印刷物といふものを提供するのはあり

ますが、實質的に見るならば、明らかにこれは検閲と同じ結果にならうかと考へるのであります。検閲の復活を意味するのではないか、憲法第二十一条第二項においては、検閲をしてはならないといふ規定が明示されておりますが、これに違反することになりはしませんか。

○關政府委員 お答えいたします。法案の運用にあたりましては、さうなことのないうち私どもとしては十分なる戒心をいたして行く所存であります。お尋ねのような書類につきましては、事前に持つて来いと言ふことはできないこと、またいたさないことは申すまでもありません。また法案の趣旨の指示、説明、一般への普及宣伝などにおきまして、特段の考慮を拂ひまして、さうなおそれがないように十分なる戒心をして運用をいたしたいと思ひのであります。

○田万委員 次に第六條、第七條、第八條、第九條、これを通じて団体の解散を取扱つておりますが、この解散について質疑を試みたいと思ひます。先ほど大西委員からもこの点についていふ／＼触れられたのであります。が、およそ団体の解散といふことは、民法、商法あるいは刑法等におきまして定説がございます。すなわち団体は、民法、商法上は法人と權利能力のない社団、それから組合といふふうになつておるものでございませう。刑罰にわかれておるのでございませう。解散は団体が目的の範囲内において行為能力を喪失することであつて、解散のあとに清算が続いておりますが、清算は財産關係の整理能力だけをいうておるの、皆御承知のところであらうと思ひます。営利法人の解散や民法上の法人の解散もそれ／＼商法や民法で定めておられます。このような現行法上の定説があるのかからず、かつてに団体幹部をその役職から追放することを団体の解散というておることは、私は不可解ですが、この点はいかがでございませうか。

○關政府委員 お答えいたします。第六條におきまして「解散の指定」といふふうには、解散という言葉をここに置きましたのは、私も必ずしも當を得ておるものとは考へていないのであります。したが、いろいろの用語を考へてみましたが、結局これ以上適當な言葉がないからここに解散という言葉を使つた次第であります。解散の指定をいたしたと、その効果として第七條、第八條、第九條といふものが出て来るわけでありまして、言葉自体につきましては十分と思つておりませんが、いろいろ考へまして、他の立法例もいろいろ調べて、結局かような言葉を使つたので、このに掲げた次第であります。

○田万委員 私どもの見るところでは、団体といふものはいかなる団体でありまして、個人をもつて構成せられておる。その団体の構成員である個人がこの破壊活動防止法案にひつかつた際には、それ／＼所定の刑罰を受ける。団体そのものを懲役に処するといふことはむづかしい。団体といふものを今まで処罰の対象にしたのは、食糧管理法などで、あるものを罰金に処するといふような規定があつたように記憶しますが、懲役に処するといふことは、人間でありませんからでございません。個人を取去つた団体という

ものは私は意味はないと思ふ。従つて個人を罰する規定がないならともかくとして、この法案において明らかに相當な重刑を科しておるのでありますから、団体の解散をことさらにこの法案にうたつても、かりに追放してもあとにかつて役職員が出て来るということになる、団体の解散にはならないと思ひます。皆さんは強いといひますけれども、弱いといふような見方もあります。いかがですか。

○關政府委員 お答えいたします。個人の処罰等をもつて足りはしないかといふような御意見と存するのであります。が、この法案の立案にあたりましては、個人の処罰だけでなく、現下の破壊活動が団体組織を基盤としてそれを通じて行われる、これによりましてや、団体の組織に対して必要な規制をすることが、目的を達成する意味において最も必要であると思つていたしたのであります。外国などにおきましては、いかにゆるゆる破壊活動を解散する、ないしはその結社を禁止するといふような考え方も、やはりさういふものを通じての活動が危険であるからといふ考え方でありまして、本法案の団体の規制等と基本的な考え方は一致するものであると考えている次第であります。

○田万委員 い／＼御答弁がございしますが、破壊法は第六條におきまして「解散の指定」といふ言葉を使つておられますが、そこには解散の本質たる団体行為能力の喪失といふものは、これは今申し上げましたようにないのであります。ただこの第七條を引出す合言葉として「解散の指定」といふ言葉を使つておるの、思ひますのであります。が、団体等規正令の解散をここに引

出す必要もことさらに私はないと思ふのであります。政府の逐條説明書によりますと、解散の指定といふのは確認行為といふふうにいわれておりますけれども、しからばそれは何を確認するかといふと、私もにはわからないのであります。この確認をする客體といふものは、どういふものを目標にしておられるのでありますか。

○吉河政府委員 申し上げます。御質問の要點は第六條の処分に関する法理上の点に関するものと考へておるのであります。私どもはこの第六條に規定する処分は、次のように考へておるわけでありませう。暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われた、そしてその団体が継続または反復して將來さらに暴力主義的な破壊活動を行うおそれがあるといふことを確認する。行政処分といたしましてはその確認が行政処分の中核になるわけでありませう。その確認をすることにによりまして団体を構成している役員構成員に対して、それ／＼第七條以下に規定する法律上の禁止の効果を及ぼす処分である、かように考へておるわけで、解散の指定の効力が発生いたしました場合には、第七條以下の禁止が発動して来るわけでございます。かように考へております。

○田万委員 政府の眞に意圖しているところは、実は秘密結社であるところのたゞ何々組と稱するやうな極左、極右の団体、あるいは法人格のない社団としての第三国人の団体やあるいはその連合会に対して、破壊活動に対する処分としての団体幹部の役員員の追放であらうと私は考へるのであります。これはこれでとにかく一応

了解するといたしましても、條文を虚心坦懷に拜見しますと、わが国にある数方の会社あるいは財団法人といふものごとくこの法人が第九條の適用を受けるように私は考えるのであります。会社には会社の解散の規定があり、その手續が詳しく書いてあり、非営利法人には民法第七十一條に、公益を害したとき主務大臣の許可取消しという方法もございませう。破防法の解散はまつたくこれと關係なく、連絡は全然ないように思ふのであります。解散について破防法としては民法、商法に於いて特別法とはならないと考える。何となれば普通法と特別法というものは、同一の法律体系の系統の二つの法律における關係であつて、共通の地盤が必要であると考えるのであります。民法上の解散の系統と保安の処分とのあいこのようなこの破防法の間では、全然この地盤がないように考えられる。この点についての御説明はいかがになるのでありますか、伺つておきたいと思ふ。

○關政府委員 解答いたします。第九條の第一項の「その法人は、解散する」といふことは、解散事由が各單行法に規定してある事項のほか、いま一つここに附加したものである、かように考えるのであります。その方針の確定したときは、その法人はこの法律によつて解散いたしまして、あとは解散の手續が各法人によつて行われる、かように考えております。

○田万委員 第十三條と第十五條の關係を承りたいと思ひます。第十三條によりますと、「事實及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することが出来る」といふ規定がござい

ます。これは一応納得が出来るのであります。けれども、第十五條の「必要なき証と認めざるものは、取り調べることを要しない。一方では「有利な証拠を提出することが出来る」といふ規定があるにかかわらず、第十五條においては審理官の一方的考えで、必要と認めるものは取調べないというところは、これは大いに矛盾していると思ふのであります。いかが相なりますか。

○關政府委員 解答いたします。第十五條の「必要と認めるものは、取り調べることを要しない」といふ規定であります。これは実はこの団体規制の事件が裁判所に参りますと行政事件となりますが、手續は民事訴訟法によつて行われることになるのであります。そこで民事訴訟法の二百五十九條にこのような用語がありましたが、それを借りて来たものであります。考え方といひましたは、かつてに審理官が判定し、これをしりぞけてしまふといふことはできないわけでありまして、第二條の具体的な「規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行ふべきであつて、この種々の権利、その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。また同條第二項の団体の正当な活動を保障する規定とが加つて来るわけでありまして、決して自由にかつてにない得ないものであります。なおこの内容につきましては、何を必要と認めるかという基準であります。これは一つとしては、立証の趣旨がまつた

く不明であるもの、あるいは事件とまつたく關係がないもの、または提出されたが、きわめてその審理を遅延させるためにのみ出されるもの、そういうやうな規定が、民事訴訟法上の各種の條文と對照いたしまして、この必要と認めるものの一応の基準ではなからうかと考えている次第であります。

○田万委員 必要と認めるが、あるいは必要と認めるかという限界については、第二條の規制の基準に従つてやるのであるから心配はいらない、民事訴訟法の條文の同じやうなものをここに持つて来たにすぎないのだという説明がありました。現在の裁判所における証拠の採否については、御承知の通りきわめて公平に行われております。條文の体裁からいへば、少くとも一方においては有利だと思ふ証拠を提出する、しかし審理官の方では必要がないのだというふうに食い違つて来た場合、そこに大きな問題が出て来る。私は思ふのであつて、きわめて非民主的な取調をやられたとかなんとかいふ問題が起きて来ると思ふ。これはむしろ「審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない」といふやうな蛇足をのけてしまつて、そして証拠として出たものはすべて調べ。かりにそれがただいまのお話の立証の不明なものとか、あるいはいいかげんなもの、それを証拠として一々調べると非常に煩瑣になるからして、そのやうなものは必要としてけつてしまふ、取捨選択する——第二條の規制の基準があるとしても、それは審理官の考えにおいてやるのだといふことは、きわめて間違ひが起りやすいといひよりも、誤解されやすいと私は思

ふ。この点について「必要と認めるものは、取り調べることを要しない」といふ文言は、これはむしろ蛇足的で、いらないものだと思ふ。これは見解の相違で、どこまで行つても關さんと平行線だと思ふのですが、私の考えている点について、私が言ひのは全然意味がないとお考えになりますか、どうですか。私の考えが正しいと思へば、これを全然打ち切つてしまふということも考えられますが、いかがでしようか。

○吉河府政委員 解答いたします。第十五條の前段だけの規定にいたしておきますと、あるいは御質問のやうな疑いが起るかも知れないのでございませうが、但書で「審理官は当該団体の公正且つ十分な審理を受ける權利を不当に制限するやうなことがあつてはならない」としほつてございませう。で、前段、後段をこれに對照して御検討くだされば、審理官がもつぱら主観的な判断で独断的に証拠をけ飛ばすといふやうなことは行われぬ。またさやうなことを行つた場合におきましては、ただいま他の政府委員からも申しました通り、第二條の精神にも反することに相なるかと考えておるわけでありまして、實際この必要と認められらうといふものが動き出すのは、ただいま御説明申し上げたやうな立証の趣旨まつた不明なものとか、あるいは事件とまつたく關係のないものとか、故意に訴訟の審理を遅延するためにのみ提出せられたと明らかに認められるものといふやうな場合が、第十五條の實際の運用として問題になるものと考へております。かやうな前段、後段の關係に立ちまして第十五條は必要な規

定と考へておるわけでありませう。

○田万委員 どうもわかつたやうでわからないのですが、しからば立証の十分なものとか、あるいは鮮明でないものといふやうなことを、必要な場合であるといふふうにむしろ列記せられた方が親切な規定になると私は思ふ。いかがですか。そこまでは説明ができるのであれば、こう／＼という場合が不必要な場合に該当するのだといふことを書かれれば、受ける方もはつきりして来るし、ただいま特審局長から説明があつた但書「審理官は、当該団体の公共且つ十分な審理を受ける權利を不当に制限するやうなことがあつてはならない」とこれがあつたら大丈夫だといふやうなことからいふぬといふことになれば、もういらぬ話になつてしまふ。

○關政府委員 解答いたします。これは民事訴訟法第二百五十九條の場合に、同じ問題と思ひますが、實際の審理のプロセスにおきましては不必要なりやいなやその程度のもの審理をしなければならぬわけでありませう。問題はもし全部調べなければならぬことになりまして、提出された証拠を全部受理しまして、全部内容にわたつて親切な調べをしなければならぬといふことになるわけでありませう。不必要であるかどうかという程度のこととは裁判所においてもいたすのであります。が、もちろんこの審理官も内容だけをちよつと見て、これは必要である、不必要であるといふことの判断はいたすわけでありませう。問題は審理の公正、迅速なる処理といふ点から見まして、訴訟審理上關係がないといふやうなものは、中に立ち入つてそれだけの取調

べをする必要がないというのが第十五條の趣旨であるわけでありませう。そこで今申し上げたような大抵私どもの必要と思ふ基準は、訴訟法のごとく精細に各條文があつてありませんから、審理官の審理の迅速というものは庁令その他をまつて規定したいと思ふのでありますが、その中には今申し上げましたような標準をあげまして、あやまちなきを期したいと思つております。

○田万委員 最後に一点だけお尋ねしたいのでありますが、公安調査庁から請求があつて、公安審査委員会が調べ、その調べにおいて不公平な取調べが具体的にあつた、それはどういふような方法で救済が一応決定されるまでにあるのでございませうか。

○關政府委員 お答えいたします。第二十條の第四項に、「当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができ、この意見書は、私どもの考え方といったしましては、一応公安調査庁において証拠の整備、収集その他をいたした、しかしそれだけではまだ不十分であるから、これ／＼のある一定の収集した証拠によつて、公安調査庁長官はこの請求をなすのが妥当であると考えて請求した、その請求の内容を向うに知らせるわけでありまして、最後に調査庁の請求に対する意見、弁解の機会を與えたのが、この意見書であるわけでありませう。この意見書の内容では、要するに審理官の取調べのことについての意見も述べ、その証拠の採否あるいは証拠の価値判断等につきましても、十分なる最後の弁解の機会をいたしま

して、一切のことを書き得るもの、こ

○佐瀬委員長 田万廣文君、時間の關係がありますから、簡潔に願ひたい。

○田万委員 公安調査庁の取調べの際に、不当な取調べを受けたというよう

○吉河政府委員 事実上公安調査庁長官に、審理官の措置についての是正を

○田万委員 言葉の上では、非常にき

○關政府委員 事実上公安調査庁長

○關政府委員 お答えいたします。司

は扇風機をかけて横になつて、そうし

○加藤(充)委員 特別のはからいだそ

○佐瀬委員長 加藤充君。

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

事する新聞記者はそこに立ち会つてお

○加藤(充)委員 特別のはからいだそ

○佐瀬委員長 加藤充君。

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

し上げましたような主権在民あるいは

○加藤(充)委員 特別のはからいだそ

○佐瀬委員長 加藤充君。

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

○關政府委員 お答えいたします。司

ことがあつてはならない。」と、明文にうたわれております。ところが街頭をごろんなさい、少しイデオロギー的なビラであるということになれば、ビートルを乱射してまで、生命を奪つてまで、パトロールの警察官が暴力の限りを盡してありますが、ストリップであるとか、あるいは見るにたえぬ、聞くにたえぬような各種の出版物や印刷物は、犯濫するように張られまわつております。こういう事実から見て、第二條のこの規定の精神と、今指摘しました輕犯罪法第四條の規定の精神とを、われ／＼の得心の行くまで——特務局の得心じやなくして、われ／＼の得心の行くところまでひとつ説明をしてもらいたいと思ふ。

それからもう一つ。五月五日の毎日新聞の記事です。米軍捕虜、細菌戦を自供、平壤放送、四日夜の平壤放送は去る一月十三日に共產軍の捕虜となつた米空軍の二中尉が米軍の細菌戦実施の真相を自供したと述べ、自供書全文を発表した。こういうようなものがあつたあとへ、注として「平壤放送は共產政權の傀儡放送で、本記事はこの事実を念頭に入れて評価するべきである」という注がついておるのであります。毎日新聞は日本の大新聞であります。結局これは前に出た刑事特別法——アメリカの軍機保護法を日本に適用するといふあの法律、これに基くものであると思ふのですが、しかし破壊活動防止とやらこの法案が通過すれば、こういうような言論出版その他報道の場面まで、たいへんな影響を受けて、おそろくすべての新聞が気のきいたことを書けば、今指摘したような注を一つつけなければならぬ。うか

つには書けぬ。じやなければ事前に審査を求めて行くというやうな、事前検閲の制度が実現されて行くと思ふのです。こういうやうなやり方は、母法といわれるマツカラン法にありますけれども、しかしそのこと自体は、アメリカにおいても、事前検閲制度の尤たるものとして、憲法違反、人権蹂躪、民主主義の原則に反するというところで問題になつておつて、まだ裁判所方面の判決や判断はないと聞くが、この点についてお尋ねしたいと思ふ。

○關政府委員 お尋ねの第一点は、公安調査庁、特に公安審査委員会のごときは、違憲のものではないかというやうな御趣旨と拜承するのであります。が、政府におきましては、違憲ではない、憲法の線に沿つた機関であると考えているわけでありまして、この点につきましては、従来たび／＼お答え申し上げた点であります。団体の規制事務は行政的な事務であつて、それはまた政府の責任をもつてなすべき事務である。かようにいたしまして、その機関構成は、その不利益処分をなすがゆゑに、十分に団体の意見、弁解を聞き得ること、次ににはその意見、弁解を聞くのが公正に行われる、次にには司法裁判所に訴え得るといふこの三點が、憲法が合法的、適法的なる手続として規定しておる精神であらうと考へるのであります。従ひまして、この憲法の行政措置に要する適法なる手続を、かような機関のわくにおいて行ふのであります。その点は憲法の要請するところに合致するものであると思ふのであります。また、本法第二條はまづたんの空文的なものではないかと

てお話があつたのでありますが、私どもとしては、この第二條の精神におきまして、この法律を運用いたさなければならず、また運用いたすやうな極力努力いたすつもりであります。またただいま学生風の実例についてのお話でありましたが、私もはまだそれがいかになる事実関係において行われたかということを承りたしませんから、この点については返答申し上げかねる次第であります。

次に事前検閲の問題であります。この点もしば／＼お答え申し上げた点であります。本法案の中においては、事前検閲は一点も取上げていないのであります。またその運用におきましても、決してさうなことのないやうに、十分なる考慮をして運用いたしたいと考えておる次第であります。

○加藤(充)委員 それは先ほど引きました五月五日の毎日新聞の事例ですが、先ほど指摘したやうな注を一つつけなければ、新聞の記事もあふなくて書けないやうな事態、こういう金魚のうんこみたいなものを記事のあとへつけ加えて行くといふやうな体裁を、あなたには好ましいと考へるのか。また好ましくないとするならば、こういうやうな注を一々書かなくてもやつて行けるやうな方法にしなければならぬと思ふが、この法案でそういうことが保障されているかどうか、この点を最後に聞いてやめたい。

○關政府委員 さやうなお尋ねのやうな注は、新聞社が自主的におやりになつておられるところでありまして、この法案とは全然関係がないことでありまして、この法案がかりに施行されるやうになるをいたしまして、さやうなこ

とはこの法案が期待しないところでもあれば、また予想だもしないところでありまして、さやうなことは、新聞社の自主的な御判断、責任ある自主的な御行動に基いてなされることであらうと思ふのであります。

○加藤(充)委員 これは新聞社をばかにして思ふのです。大新聞がこゝういふ不体裁なことを好んで書くわけはない。あなたは自主的だ／＼と言ひが、ばかなことをやつてゐるのは人民どもだといふやうなことを言つてゐるが、あなたたちがこゝういふことをやるから、安全にしようと思へばこゝういふ不体裁なことをしなければならぬのである。あなたが、公安調査官は任意的な方法で決して人権を蹂躪しないです、合憲で民主的な原則は守りますと言ひが、さういふやうなことで任意的だといふならば、あなたたちが任意的なことといふのは、馬にけられて死んでしまふといふことにならなければならぬのであつて、あなたの正体がはつきりわかつたので、時間がないからこの程度でやめます。

○佐瀬委員 以上をもつて暫時休憩し、午後二時半から再開いたします。
午後一時二十六分休憩

午後三時一分開議
○佐瀬委員 休憩前に引続き會議を開きます。
質疑を継続いたします。山口好一君。

○山口(好)委員 逐條にわたりまして質疑が他の委員から相當に繰返され、詳細なる政府の御答弁があつたのであります。なお二、三點私から御

質問をいたしておきたいと思ふ点がございします。第一にこの法案の適用の範圍と申しましようか、これは大体におきましてこの第三條において限定されましたやうな破壊的活動、これを行ひました団体及び現実にその行動に出ましたところの個人、この兩者を、団体はその行動を規制いたし、個人の点につきましてはその行為を処罰する、こゝういふ規定になつておりますが、さういたしますと、この法案の適用に相なります範圍は、大体その行為者が処罰せられて、さうしてこの行為者と關連を持つて、しかもその行為者の行為が団体の意思に基くものであるといふ、さういふ理由で団体が規制せられるのであります。ゆゑに、いつでもこの法律において規制適用せらるる場合は、団体の行動と見られる場合、すなわちその個人だけの分離した行動ではなくしに、その個人あるいは一定の団体の行動といふものが、必ず団体と關連を持つ場合でなければならぬのであるかどうかという点をまずお伺ひいたします。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの点の實際の運用面は大体お尋ねのやうなことに相なるものではないかと思ふのであります。この法案において団体とは、広く定義しております。が、要するに破壊的活動をした団体であつて初めて、一応この法案の取締りの第一の條件を満たすのであります。さやうなことを全然しない団体は、この法案の關係にはならないのであります。次に、その破壊的団体となりますには、その団体の構成員、役員等によりまして、団体活動として認められる破

變的活動が行われることが必要でありまして、それらの個人の犯罪というものは、刑事訴訟法によつて捜査追迫されるのでありますから、さうなことの行われるのは、通常の例としては、おそく先によつて個人の処罰があつて、それによつて破壊的団体である団体の活動というものが行われたというやうな認定があるものとするのであります。さうな破壊的団体を基礎として、この団体が継続または反復しておるといふやうな條件がその上に加ふさつて来まして、この法案の団体規制の面が發動して来るものと思ふのであります。

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 加藤充君、静肅に願います。

○山口(好)委員 ただ私が非常に懸念いたします点は、今までの暴力主義的な破壊行動につきまして、その個人なりのあるいは多量なりがこれを行ひました場合に、その行動と、そのうしろにありますが団体との連繫、関係というものがはつきりいたさなかつた事実が多いと思ふのであります。そういう行動がなされた場合には、とかく個人なり集團なりというものは、うしろにありますが団体とそれは切り離された行動である、自分一個の考えにおいて行つたのである、こういうふうな主張をする場合が多いのであります。またその団体との連繫、関係についての証拠の収集は相当困難であつたのが事実であります。しかば、この法律におきましては、やはりさういふ破壊的な暴力主義的な行動の行為者を処罰すると同時に、そのうしろにありまして、これを援助し、教唆し、あるいは扇動す

る、あるいはこれを力づけて行きますところの団体を、ほんとうに取締らなければ効果が上らないのであります。この辺のところはどうお考えになつておりますか、承りたいと思ふのであります。

○關政府委員 お答えいたします。外部に現われし個人の行動と、それが団体としての活動として行われたかどうかという連繫の証明が、きつめて困難であることはお尋ねの通りと思ふのであります。この点につきましては、団体の活動というやうなことが、今日の現行法の上からどういふやうな資料をもつて認定されておるかというやうなことは、たとへて申しますならば、法人であるとか組合であるとか、あるいは権利能力なき社団等について、各種の判例あるいは学説、その他事実上の各種の研究がなされておるのであります。それらのことを資料といたしまして、次の問題としましては十分なる公安調査庁等の調査力の徹底遂行と、公正なる運用をはかりましてこの問題を適正に処理いたしたいと思ふのであります。

○山口(好)委員 なおもう一、二点お尋ねしたい。本法をめぐりましての野党諸君などの反対としましては、この団体の規制を、原案におきましては行政処分いたしましたしております。こういうことを行政処分で行うことは、不適當であるといふやうな反対が多いのであります。政府におきましては、これを司法機関による司法処分といふことに改めようと思ふ。かような改められませんか。もしそれがどうしてもできないといふ考え方なれば、これは何ゆゑに行政処分をもつてやらない

ければならぬのであるか、この理由を御説明願ひたいのであります。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの点は、この法案の立案の一つの基礎的な考え方に關連して来るわけでありまして、この法案におきましては、刑事的な責任を問ふという建前をとなつていないのであります。暴力主義的な破壊活動を一回なした団体に対しては、継続または反復して将来団体の活動として暴力主義的な破壊活動をなすおそれがあるという條件のもとに、これに對して所要の規制措置を加へるのであります。かような処置は、公共の安全を確保する上におきまして、緊急やむを得ざる措置としてのものであります。緊急やむを得ず公共の安全を確保する必要からとるといふことの処分の性格自体から見まして、これは純然たる行政処分であり、内閣が責任をもつて行ふべきものである、かように考えているわけでありまして、もしかような処分を司法裁判所の責任といたしますならば、国家治安の根本が司法裁判所の全責任といふことに相なるのであります。そこで政府といたしましては、かような治安の根本に關係する処置は、裁判所で行うのは相當ではなく、むしろこれは政府が責任をもつて行う純然たる行政事務であつて、その政府が行ひました処分につきまして、適法なりや違法なりやを裁判所が御審判になる、かような建前が、行政と司法との二つの権限を分立對置させた憲法の精神に合するものである、かように考えたのであります。かような基礎的な考えから行政権で行ふことにいたしました。しかばその行政権で行うにはいかなるシステムがよろしいかといふ

ことに相なりまして、諸般の事情を考慮いたしまして、このやうな公安調査庁、公安審査委員会の二つの機關を對置させ、第十條以下の手續によりましてこの事務を行うこととしたのであります。

○山口(好)委員 なおそれに関連いたしまして、団体の規制のうち、解散の指定であります。政府から出されし了解説書によりまして、説明が明確を欠いておるのであります。解散の指定の効力を、ここではつきりいたしていただきますれば、これが行政処分として行われることも是認されるということが、はつきりいたすのではないかと思ふのであります。解説書にも「解散」とあつて、あたかも団体が解散してしまふ、その命令のごとく考えられやういふやうなものではないと、こゝういふやうに説明されておるのであります。なおここで、この解散の指定の効力につきまして明確なる御答弁をお願いいたします。

○關政府委員 お答えいたします。この法案第六條には「解散の指定」といふふりをして、解散という言葉を使つてあるものであります。法人制度などにおきましては、法人という人格を消滅せしむることをもつて解散といふやうに考へてゐるわけでありまして、この第六條に掲げてある「解散」といふ言葉は、さきにも御説明いたしましたごとくに、団体がすつかり解消してなくなつてしまふといふやうなことは実は意味してないものであります。第七條、第八條、第九條の効果が解散の指定に伴つて生ずる、こゝういふ意味におきまして「解散」といふやうに書いてあるわけでありまして、個々の問題の考

え方の基礎といたしまして、人の団体的な結合を實際になくしてしまふといふことは、最後の手としましては、おそく実力的な強制を伴わなければ不可能なことであらうと思ふのであります。しかしさうなことでして、その結合自体の結合をなくしてしまふといふことは、これは憲法上から見ても非常に考慮すべき問題でございまして、この法案としてはさうな建前はとらなかつたのであります。解散というレッテルを張つた団体に対しては、第七條、第八條、第九條の効力があつて、その制限を受けるのであります。すなわち解散というレッテルを張られた団体におきましては、第七條によりまして、解散の効力があつた後は、当該処分の原因となつた暴力主義的な破壊的活動が行われた日以後、その団体の役員または構成員であつた者は、団体のためにするいかなる行為もしてはならないといふことに相なるのであります。従ひましてその期間に団体の構成員、役員であつた者が、一切の団体活動はストップされるわけでありまして、これは一切の団体活動でありまして、ただ例外として、この法律に基く訴訟の提起、あるいは財産または事務の整理に通常必要とされること以外は、全部ストップになるわけでありまして、さういふことで、団体活動がその人々に関する限り一切停止されるわけでありまして、かやうに期間を区切り、しかも当該団体の役員、構成員、その期間内のそれと限定いたしましたのは、憲法の精神から見まして、制限は必要最小限度にとどめるという趣旨から、かやうな範圍に限つたのであります。さうしまして第八條

は、第七條のうらはらの、裏づけの規定であります。かように団体活動をストップしたしまして、そうして次に第九條によりまして、もし団体としての財産があるならば、財産はそれぞれ自主的に処理いたしまして、こういうふうな立て方をとつて行くのであります。この立て方は、見ようによりましては非常に手ぬるいように感ぜられるのであります。憲法の人権の保障という点から見まして、必要最小限度の措置をいたしまして、かような程度にとどめて規定いたした次第であります。

○山口(好)委員 もう一点だけ伺います。この法案についてまた一つの非難点になります。例えば第六條のこの規制にいたしまして、第四條第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められる場合、こういうような表示があらまして、その他の部分につきましては、かように行政機関の一方的な裁量によりまして、解散の指定を受けるとかその他の処分を受ける、こういうふうな場合が相当多いのであります。すなわちこの行政機関の一方的な裁量によりまして行われるのでありますから、この裁量を誤りますと、ここに非常な濫用を生じ、実に危惧すべき事態を招来いたすと考えるのであります。そこでこうした裁量の点については、いろいろと條件が付されておるのだ、こういう御説明でありましたが、條件が付されておるといたしても、なおそこに相当大きな裁量の範囲が残されておるのであります。この点の危惧につきまして、政府はこういう法案ができた場合に、万全の策として何らかの方策をそこにお考えになつておるかどうか承りたい。

○閣府委員 お答えいたします。この法案におきましては、第四條及び第六條の規制処分は、委員会において認定することに相なつて行われるのであります。そこで委員会もより行政委員会でありまして、行政権が認定するということに相なるのであります。が、この点における考え方といたしましては、たとえば公安調査庁におきましては、一方的に証拠を収集し、そして一方的に公安調査庁において認定するということも考えられるのであります。が、それでは権限が集中し、とかく独断に流れていけないという心配を除去するために、この委員会を設けまして、決定の事務は委員会に委任させたのであります。それでこれは準司法的なもので、裁判所、原告、被告というふうな三面的な構造はつておらないのであります。当該団体が委員会へ意見書の提出ができるということなどは、考えようによつては準三面的な構造をとつておるというふうにも考えられるのであります。これは裁判所に準ずるような意味合いにおきまして、独自の判断機関であるとして、私は考へるのであります。今日各種の行政処分は、行政官庁が自分で証拠を収集し、自分で認定する、こういうのがほとんどすべてであります。それらに比較いたしますと、類例がない慎重な手続であるとは私は考へておる次第であります。そうしてこの委員会の違法な処分に対しては、すべて裁判所の三審制度によつて争ひ得るのであります。今日憲法のもとにおける各種の違法の処分の救済という建前から

見まして、本法案のとつておる構成は、現在あります国家の全体の行政処分というふうな、他の立法例に比較いたしますと、最も慎重をきわめたものであり、その意味から見まして、行政権が一方的な独断的な認定によつて事を処するということは、最も少いものであると考へておるわけであります。

○山口(好)委員 大体これで終らうと思ひますが、なお一点、いろ／＼と問題になつております第三條一項及び二項の教唆、扇動の中の扇動について御質問をいたしましたのであります。政府の考へたしましては、この扇動という行為の範囲を、その現場における直接的な行為に限定する、こういうふうな意思はございせんでしょうか。これを広く解釈いたしまして、集団的な行為の行われた現場外における特に行書、出版物などによりする間接的な行為まで含めるといふことは、非常に範圍を広くし、従つて濫用のおそれを大にあらしめるのであります。これをその現場における直接的な行動に限定をする、こういうふうな意思はないかどうか、それで足るのではないかと私は考へるのであります。政府の御所見を伺ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動罪につきましては、政府としては現場において群衆を目前にして直接行われる場合に対しまして、文書その他の方法による場合の方が、むしろきわめて危険性が大きいものではなからうかと考へておる次第であります。内乱といふとき、きわめて大規模な犯罪が遂行されます危険性のある事態にかんがみますときに、非常に広汎な国民に対して宣伝が行われる危険性がある、しかもそれは文書によつて行われる危険性がきわめて多いということと考へてみますと、具体的に現場において群衆に対して行動をもつてする扇動に比べまして、むしろ文書による数万、数十万の国民大衆に対する扇動行為といふものが、きわめて社会的にも危険なものと考へておる次第であります。

○山口(好)委員 これで終わります。

○佐瀬委員長 田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 もう大分議論も出盡した形でございます。本法案審議の最終段階に入つたようでございます。私、私はあまりくどいことはやまして、簡単に四、五御質問いたしまして終りたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 もう大分議論も出盡した形でございます。本法案審議の最終段階に入つたようでございます。私、私はあまりくどいことはやまして、簡単に四、五御質問いたしまして終りたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動罪につきましては、政府としては現場において群衆を目前にして直接行われる場合に対しまして、文書その他の方法による場合の方が、むしろきわめて危険性が大きいものではなからうかと考へておる次第であります。内乱といふとき、きわめて大規模な犯罪が遂行されます危険性のある事態にかんがみますときに、非常に広汎な国民に対して宣伝が行われる危険性がある、しかもそれは文書によつて行われる危険性がきわめて多いということと考へてみますと、具体的に現場において群衆に対して行動をもつてする扇動に比べまして、むしろ文書による数万、数十万の国民大衆に対する扇動行為といふものが、きわめて社会的にも危険なものと考へておる次第であります。

○山口(好)委員 大体これで終らうと思ひますが、なお一点、いろ／＼と問題になつております第三條一項及び二項の教唆、扇動の中の扇動について御質問をいたしましたのであります。政府の考へたしましては、この扇動という行為の範囲を、その現場における直接的な行為に限定する、こういうふうな意思はございせんでしょうか。これを広く解釈いたしまして、集団的な行為の行われた現場外における特に行書、出版物などによりする間接的な行為まで含めるといふことは、非常に範圍を広くし、従つて濫用のおそれを大にあらしめるのであります。これをその現場における直接的な行動に限定をする、こういうふうな意思はないかどうか、それで足るのではないかと私は考へるのであります。政府の御所見を伺ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動罪につきましては、政府としては現場において群衆を目前にして直接行われる場合に対しまして、文書その他の方法による場合の方が、むしろきわめて危険性が大きいものではなからうかと考へておる次第であります。内乱といふとき、きわめて大規模な犯罪が遂行されます危険性のある事態にかんがみますときに、非常に広汎な国民に対して宣伝が行われる危険性がある、しかもそれは文書によつて行われる危険性がきわめて多いということと考へてみますと、具体的に現場において群衆に対して行動をもつてする扇動に比べまして、むしろ文書による数万、数十万の国民大衆に対する扇動行為といふものが、きわめて社会的にも危険なものと考へておる次第であります。

○山口(好)委員 これで終わります。

○佐瀬委員長 田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 もう大分議論も出盡した形でございます。本法案審議の最終段階に入つたようでございます。私、私はあまりくどいことはやまして、簡単に四、五御質問いたしまして終りたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 もう大分議論も出盡した形でございます。本法案審議の最終段階に入つたようでございます。私、私はあまりくどいことはやまして、簡単に四、五御質問いたしまして終りたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動罪につきましては、政府としては現場において群衆を目前にして直接行われる場合に対しまして、文書その他の方法による場合の方が、むしろきわめて危険性が大きいものではなからうかと考へておる次第であります。内乱といふとき、きわめて大規模な犯罪が遂行されます危険性のある事態にかんがみますときに、非常に広汎な国民に対して宣伝が行われる危険性がある、しかもそれは文書によつて行われる危険性がきわめて多いということと考へてみますと、具体的に現場において群衆に対して行動をもつてする扇動に比べまして、むしろ文書による数万、数十万の国民大衆に対する扇動行為といふものが、きわめて社会的にも危険なものと考へておる次第であります。

よりな予備行為を処罰するということ
は、現在の段階におきましては、そ
まで踏み込むことは妥当ではないの
はなからうか、といったしましてか
な暴力主義的な破壊活動を団体とい
たしまして行いました場合に、さうい
は、その団体が将来継続または反復し
てこれを行行明らかな危険の存する場合
につきまして、その団体の活動を規制
することになりますので、その規制の
内容に含まれる場合には、さういふ行
為が禁止される場合もあると考えられ
るのであります。

○佐瀬委員長 ただいまの点でありま
すが、扇動の予備行為は、本法の対象
にすべきではないという政府委員の御
意見に基いて、本法案をながめてみま
すと、公然指示する目的をもつて文書
を所持するということが規定されては
います。この所持はやや扇動行為の
段階においては予備行為のようにも思
われるのであります。これに對する
政府の御所見はいかに相なつておる
か、この際承つておきたいと思いま
す。

○關政府委員 お答えいたします。こ
の第三條第一項の一号の口でありま
すが、この前段の「教唆若しくは、扇動」
ということにつきましては、これはそ
の行為の態様を問わないのでありま
して、口頭であらうと文書であらうと
あるいはかりにその他の方法が考えら
れますならば、その他一切の行為を意
味しているわけでありま。次の「又
は」以下は、これは文書だけの活動を
とらえたものでありまして、「この号イ
に規定する行為の実現を容易ならしめ
るため」という主観的意図のもと
に、「その実現の正当性若しくは必要性

を主張した文書」というものに行爲
の態様を限定いたしました。この行爲
だけにつきまして、以下あげるよう
な、「印刷し、頒布し、公然指示し、若
しくは頒布」というような行爲を対象
としたものであります。そこで一号の
口の前段は、行爲の態様を問わないと
いう意味合いにおきまして、非常にこ
の意味において広い範囲において押え
られることになると思ひます。「又は」
以下の方は、文書活動、出版活動とい
う狭い面におきまして、行爲の各種の
態様を分析して、危険なる行
爲を押えたものであります。

○田嶋(好)委員 そうすると私の考え
ですが、扇動というものは私たちは今
申しましたように、文書の扇動などの
場合には、扇動自体よりもその予備を
処罰しなければ意味をなさない。とこ
ろがこの法律は予備は処罰できない。
傍観しておらなければならぬといひ
ますと、教唆と扇動を特にここで区別
しなければならぬという理由が、どう
も見出せないように思ひます。どう
も、特に教唆以外に扇動を設けなけれ
ばならないか。ひとつの演説をやる、
これも具体的犯罪を示してやれば教
唆になるわけでありまして、扇動に入
れる必要はないじやないかというよう
にも考えられる。いろ／＼この間から
野党の議員から具体的な例をあげて言
つておりましたが、これは扇動でなく
教唆の部分に入らうと思ひ。具体的犯罪
をあげてやる、火をつける、人を殺
せ、これは教唆だと思ひますが、そ
ういふ場合に教唆と扇動を特にわけな
ければならぬ理由があるのかどう
か。それからこの教唆には結局教唆の
予備、この間説明を受けております

が、教唆の予備とすれば、教唆の予備
ではほとんど扇動も含まれるじやない
か。そうすればとく世の中から誤解
を受けております。範囲が非常に広く考
えらるる扇動、これはなきにしくはな
いじやないか。こういうふうに考えら
れるのですが、この点どういふふう
にお考えになりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。
す。教唆の予備は立法論として御質問
であらうと思つておりますが、ここで
規定されております教唆と扇動との違
いにつきましては申し上げたいと思ひま
す。教唆は御承知のことと思ひます
が、他人をして一定の犯罪を実行する
決意を新たに生じさせるに足る行爲で
ある。従ひまして独立犯としての教唆
が成立するためには相手方、いわゆる
正犯たるべき者に対する認識がなけれ
ばならないというところは明確な概念で
あると考えるのであります。ところが
扇動行為につきましては、不特定また
は多数の者に対して、犯罪実行の決意
を創造または強固にするような刺激を
與えるというのであります。正犯た
るべき相手方についての認識を必要と
しない不特定または多数の者にさうい
う行爲を行う行爲としたしまして、行
爲の概念が非常に明確に区別されてい
るものと考へてゐる次第でございます。

○田嶋(好)委員 わかりました。そう
するとこの扇動でもう一つお聞きいた
しますが、たとえばあるところで一つ
のマイクを通じて、屋内から屋外に多
数を集合してゐるというところを想像し
て扇動の言辭を弄した。ところが実は
屋外には多衆はいなかつた。その予定
した屋外には多衆がいなくて、予定せ

ざる屋外に、意識しない多数の人々が
集まつた。それがそのマイクの扇動を
聞いて行動に移つた場合、これは一体
扇動になりましようか。

○關政府委員 お答えいたします。お
尋ねの趣旨は、マイクをもつて屋外に
話をつた、自分としては甲という場所
に集まつた者に話をするつもりであつ
たが、そこには人が集まらないうで、
乙という場所に、自分の予想しない
ところに人が集まつた、この場合に自分
の言つたことが扇動になるかならない
かという問題と拝承いたしました。今
のお尋ねの説明であります。マイク
によつて自分の意図は、甲という場所
にいる者に対して言つたところが、そ
の甲という場所が純粹にきわめて特
定されてあるという人々の集ま
りであつて、全然ほかの人には通じな
いだらうというふうな人々には通じな
いものになります。問題は、マイクによ
つて外に通ずるということ自体が、す
でに一般的に、自分としてはさうい
うことを外に向つて宣伝するのだとい
う意思があるわけでありまして、しかも
それは不特定の多数の者に言うとい
うことに自分の意思があるものでありま
す。から、たゞ／＼甲の場所に人が集まら
ず、乙の場所に人が集まつても、その
場合はやはりそこに扇動罪が成立する
ものだらうと思ひます。それ
はたとえ甲と思つて殺したところ
が、たゞ／＼それが乙であつたとい
うような殺人の事例を考へてみまし
ても、要するに自分の例を考へてみまし
てを扇動するつもりだつた。たゞ／＼
かねての自分の期待に反してそこに
に集まらなかつた、そしてその他の人

が聞いたということになつても、要す
るにそれは不特定多数の人々に向つ
てそのことを宣伝する、扇動するとい
うその人の意思にかわりはありませ
んから、私はやはりそこに扇動罪が成立
するものだらうと考へるのでありま
す。

○田嶋(好)委員 よくわかりました。
それでは先を急ぎましよう。第三條の
りですが、「凶器又は毒劇物を携へ、」
こゝういふことになつております。こ
れは人間に制限を付しておりますが、
多数の中でたつた一人でもこれを持
つておればいいのか、それともやはり多
数集合の場合には、ある程度の多数の者
が持つ必要があるのか。

○關政府委員 お答えいたします。こ
の「凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同
してなす」という規定であります。こ
れにつきましては、少くともそこに
参加した多数の者が、多数全体として
凶器または毒劇物を携へたということ
が、この字の上から必要であらうと私
どもは考へるのであります。従ひまし
て、多数は行つたが、その中の一人が
たゞ／＼持つておつた、その他の多数
の者はさういふものを持つて行くこと
も反対であるし、知らないというよう
な場合には、これには当たらないのであ
ります。凶器又は毒劇物を携へ、多
衆共同してなす」というこの要件は、
要するに凶器または毒劇物を携へとい
うことも、少くともその全体のもの
としてさういふことを考へて行
つたということに相なると思ひます。

○田嶋(好)委員 どうも今の答弁は不
明確です。たとえば原子爆弾が凶器に
なるか、毒劇物になるかは別ですが、

少くとも現在には原子爆弾、原子兵器といふものはできておる。おそろしく小さい原子兵器といふものはあると思うのですが、その原子兵器を一つ持つて行つた、ほかは何も持つてない。だがこの原子兵器を使えば何万という人間を殺傷することができ、一度にして東京の一部を灰燼に帰することができるといふ危険があるわけでありませう。こういう場合はどうなるのですか。凶器に入るか毒劇物に入るかという点から論じなければならぬのですが、これはどうなるのですか。

○佐瀬委員長 また同時に多数の人が個別的に持つておつて、相互に他の人が持つておることを認識しないという場合も含むかどうか、あわせて御答弁願いたいと思います。

○關政府委員 お答えいたします。この「凶器又は毒劇物を携え」ということと、「多衆共同して」という関係であります。一人の人が——お尋ねの原子爆弾が凶器に入るか否かは別問題といたしまして、凶器を持つておる、そういうことを多数がよく認識しておりまして、共同して第九十五條の執行妨害をいたしますれば、このりに當るものと思ふのであります。そうしてただいま委員長からお尋ねの、各人がばら／＼に持つておつた、ところが全体としては知らなかつたというような設例であります。各人がそれぞれ持つておれば、實際の事例として、すべてそれ／＼が持つておるというところを何らか認識できる場合が多かりうと思ひますから、實際の問題としては、さういふ事例は、この「凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす」という事例に當るだらうと思ふのであ

ります。しかしながら純粋にもし全然お互いの連絡がない、全然もうすべてそんなものを持つて行かないというふうな、すつかりだれも彼も信じて、自分だけだ、横の連絡が全然ないというやうな事例を考へてみますと、それは純粋にもしさういふ事例があるといひますれば、その場合には當らないのかと存するものであります。

○田嶋(好)委員 大事な点ですが、答弁は明確を欠くのです。一体凶器とはどんなものが入るのですか、まずこれから究明して行かなければなりません。

○吉河政府委員 御質問の凶器につきましては、從來非常に判例も學說もいろいろと出ておるものであります。大体凶器とは——それは凶器である以上は器物でなければならぬ、その器物は人の身体に危険な器物でなければならぬ、その構造または性質上、人の身体を傷害し得べき器物でなければならぬ、かようなふうな考へておるわけでありませう。特にこれは殺傷の目的をもつてつくられたものということには限らないというふうな大體考へておるわけでありませう。

○田嶋(好)委員 そうなりますと、短刀のようなものも入ると思ふのです。短刀を一人が持つておつた、しかも集まつた人は何千人——そこで今の説明を聞きまして入るようにも思ひます。が、たつた一人の人が短刀を持つておつたというだけで何千人がこの処罰の対象になる、これはいかにもひどいような気がいたしますが、これは権衡上どうなるのでしよう。

○關政府委員 お答えいたします。ただいまの御設例の場合におきまして、

その千人が全部協議いたしましたして——全部といひますか、千人なら千人の集団が集團の意思に基いてだれも持つていない、お前一人だけ持たせるといふやうなことにいたしました、もし持つて行くという場合が考えられます。この條項に當ると思ふのであります。問題となりまゝ思ふのは、このりは団体規制の一つの原因行為であることと、刑事罰的には教唆煽動ということに相なるわけでありまして、その上から見まして、今の御設例の場合は、たゞ／＼その一人が全然多衆の意思に反して、ひそかに自分一人だけの考へで持つていたというやうな場合には、このりには當らないのであります。従つて、かりに多衆の共同の背後にある団体に対しては、この規制の処分は及ばないものと考へるのであります。

○田嶋(好)委員 そのなかの、その場合はどう言ひたいでしよう。ところが、先ほど私が言つた原子爆弾、原子兵器をだれにも相談しないで一人だけ持つておる。そしてだれも知らぬ間にほか／＼と投げた、これはたいへんなことだが、この場合には一体どうなるのですか。

○關政府委員 法律の解釈といたしましては、短刀の場合も原子兵器の場合もまた同様でありまして、個人が多衆のものに無関係で自分ひとりで持つておつた場合には、この団体規制の破壊活動にはならないものと思ふのであります。

○佐瀬委員長 主観的な問題でなくして、客観的な事実として、人を殺傷し得る物を持つて多衆が共同したということであれば、本件の構成要件は充足されるのだというふうにも解釈される

ように思われるのですが、やはり主観的に認識という問題が相互に必要かどうか、最後にこの点も明確にしてほしいと思ひます。

○吉河政府委員 大體關政府委員がお答えしたところと思ふのであります。が、さらに委員長のお言葉もありませうので、この点を検討いたしましたして明日お答えしたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 それでは明日お答え願ひましよう。そこでこの凶器ですが、この間のメーデーで、私は読売新聞の生のフィルムで見たのですが、これは具体的な例です。朝鮮人らしい女の人がそこにあつたビールびんかサイダーびんか知らぬが、それをたたき割つて、とがつたびんでおまわりさんけつをぶつと突き刺しておるというやうな状態なのであります。サイダーびん、ビールびん類も相当凶器性があるのですか、これは一体どうなるでしよう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ここに申しております凶器は、こはん棒とかほうちようとか、おのとか、ハンマー、のこぎりのごときものももちろん凶器に入ります。ビールびんをたたいてギザ／＼にして人を殺傷するということとは、よく巷間行われるところでございます。かようなものも凶器に入るものと考えます。

○田嶋(好)委員 大分わかりました。そうすると、この凶器といふものは、その場でつくつたものでもいい、こういうことになるわけですか。

○吉河政府委員 お尋ねの通りでございます。

○田嶋(好)委員 今度は項を進めまして、第十九條の二項によりまして、

「処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出した証拠で取り調べたもの」というふうになつておりますが、この証拠は、ほかの條文をずつと調べておきますと、処罰について必要であり、かつ主體の方に、つまり請求する方に利益な証拠、こういうふうな解釈されますが、この証拠の範圍はどういうことになりましようか。

○關政府委員 お答えいたします。第十九條の二項の「請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出した証拠で取り調べたもの」と、こういうふうになつておりました、調査庁長官において、自分の手持ちの証拠で、証拠請求の原因たる事実を証すべき証拠は、もちろん出すのであります。当該団体が提出した証拠で取調べたものは、利益不利益にかかわらず一切提出いたすわけでありませう。

○田嶋(好)委員 不利益なものも入つておるのですか。わかりました。そうすると、この不利益なものといふのは、あとで必要といふことで限定されておるのですが、必要なものに入らざるやうか。必要なもの、これはやはり委員会の認定でございますから、ここで言えないかもしれませうが、不利益なものとは必要なものとは解釈されるものになるか、ならないのか。

○關政府委員 当該団体側におきまして、さういふ公安調査庁長官が認定するごとき暴力主義的破壊活動の存否を争うがごとき証拠は、きわめて重大な証拠でありまして、不必要な証拠でなくて、むしろ、さういふ証拠は必要と証拠と思ふのであります。従ひまして

第十九條の二項によりましては、当該団体が提出した証憑で取調べたもの、それはすべて第十五條におきまして、その存否を争うべき重大な証憑は、すべてこれを受理して取調べなければならぬのでありまして、不要という標準の範囲内のもではないと思つております。

○田嶋(好)委員 そこでもう一つだけお尋ねいたしますが、「当該団体が提出した証憑で取調べたもの」というやつてありますが、当該団体が提出したものであつても、取調べないことができないのか、当該団体が提出したものは必ず取調べをしなければならぬか。ここらあたりが不明確になつておりますが……。

○關政府委員 第十五條におきまして「審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない」と規定いたしてあるものでありますが、不必要と認めて取調べないものがあるわけでありまして、さういふものは第十九條二項によつて提出する必要がないと考えておるわけでありまして。なおこの「審理官が不必要と認める」というのは、自由かつてに不必要と認めるのではなく、次第でありまして、事件と全然関係のないものであるとか、あるいは立証の趣旨が不明なものであるとか、あるいは著しく時期に遅れているとか、あるいは、民事訴訟法において合理的に認められてゐる基準によりまして、審理官がそれを行うように準則を定めたいと思つております。

○田嶋(好)委員 準則を設けることになりますれば、この準則を設ける場合、今までの例によりますれば、準則はもう法務府でかつてにやれるからとい

うので、法務委員会等の意見を徴せられることはまれなものでありますが、やはりこれは非常に重要な点でありまして、この点を誤りますと、この法律をつくつた意味がないことになりまして、私たちの懸念いたします点は、提出した証憑は必要、不必要にかかわらず全部調べてやる。但書の趣旨がそれではないかと思つて、さういふことを期待しているわけでは、だからおつくりになるというのを信頼いたして私は安心するのでございまして、この規則をおつくりのときは、多くの意見をお聞きになつて、各委員が懸念をしております点が解消されるような方法をお考えくださいますよう、特に要望しておきます。

○關政府委員 お尋ねの点につきましては、私も同様に次の方のように考へてゐる次第であります。当該団体から十分な証憑資料を提出させ、一切の利益、不利益の証憑を出させて、「不利益な証憑も出させるのか」と呼ぶ者あり。さらにはまた十分なる意見を述べさせるということが必要と相なるわけでありまして。さうしてこの行政処分が公安審査委員会によつて行われるのであります。つきましては、すべて本法案の第二條が頭にかぶつて来るのでありまして、必要かつ相当な限度において行われなければならないというに相なるのであります。そしてこれらの行政処分の事件は、すべて裁判所におきまして、原則として民事訴訟法によつて行われるのでありまして、民事訴訟法の規定によりまして、ただいまの証憑の問題なども、各種の法文に詳細なる規定があるわけでありまして。もとよりそ

れらがすべてこの事件の前の調べであるところの審査委員会の取扱いについて適用されるわけではないのであります。しかしながら趣旨をいたしまして、著しく不当、不法なるものがありましますならば、証憑の取調べにつきましても、第二條の趣旨におきまして、団体の権利を不当に制限したということに相なりまして、裁判所によつて取消しまたは変更を命ぜられることに相なるのであります。従いまして、委員会におきまして、裁判所において、民事訴訟法上の見地から、取消しまたは変更を求められようとする決定は、なさないと思つて、民事訴訟法上の見地から取消しまたは変更が求められないような慎重な考慮のもとに事が行われると思つております。

○田嶋(好)委員 もう一つ念を押しておきますが、不利益な証憑まで出せるということ、今共産党の諸君もびつくりしているようですが、それで安心をいたしたのであります。利益な証憑も不利益な証憑も出せる——これは当然であります。そこで問題は証憑の問題で、物的なものではなくて人的なものを請求した場合、この証人は宣誓でもさせて、偽証というふうな規定でも設けて調べるのですか、ただ調べてくれというのでそのまゝ調べるのですか。

○關政府委員 この審理官の審理におきましては、偽証というふうなことは考へておりません。本人の自由な意思の發表にまかしまして、うそのことを言つた場合にこれを処罰するといふ強制はかけていないのであります。

でなか／＼問題になると思つて、たゞ共産党にはまことに申訳ないのですが、当該団体が共産党というふうなものになつて来たとする、これから利益、不利益の証憑が出せるわけですから、出して来る。おそろく人的なものも出して来る。その場合に、証憑の請求をするものはすべて自分の団体に利益のあるものであるから、これはなかなかほんとうのことを言うものではないで、言いたいだけのことを言わせないで、それを証憑にして、さあ解散だといつても、なか／＼できるものではないと思つて、相手が相手なんですから、これはよほどはつきりした一つの制裁規定でも置いて証人を調べなければ、ただ調べてみて意味のない証憑になるのではないかと。また反対に、共産党は怒るでしょうが、反対の立場からでも、同じように偽証しようと思へばできる。ここに不明朗の点が生れると思つて、これはお考えになつていただく必要があるのではないですか。

○關政府委員 審理官の審理における場合に、いわゆる偽証の罪というふうな規定を設けてはどうかという御意見と思つております。規定に対する一つの考え方としては、もとよりさういふことも考えられるのでありますが、今日行われております行政処分における各種の聴聞の制度などを検討してみますと、さういふ制度まで設けてゐるものはないのであります。従いまして、この制度におきましては、そこまです規定せず、一に各人の自由な發表にまづ、そしてそれらをすべて委員会

の自由な心証によつて判断をしていた

だ、こつちうに構成した次第であります。

○田嶋(好)委員 それはあとでよく研究することになります。

次に第二十六條について伺います。「公安調査官は、この法律による規則に關し、必要な調査をすることができ」となつております。この調査というのは強制的なものでなく、任意の調査になりましようが、これは設例ですが、道はたまたま／＼行き会つた人がけしからんことを言つた、この法律に触れるようなことを言つた。ところが、だれか連れ立つておつてやれば問題は起りませんが、たゞ／＼調査官が一人であつた。この場合その人から聞いたことを調査にしようとするのですが、向うの人がかえんじない場合に、自分でこつちういふことを道ばたで聞いた、こつちういふ証憑資料になりましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。かような場合にその報告書が具体的な信憑力を持つてゐる場合には、公安調査官は証人になり、その報告書は証憑になり得るものと考えております。たとえば写真などを作成する場合におきましても、場合は違ひますが、同様であると思ひます。

○田嶋(好)委員 この新刑事訴訟法の司法の原則といたしましては、伝聞証憑といふものは証憑力のないものといふのが原則になつてゐるのですが、この調査にやはり伝聞証憑といふものまで入ることになるのでしょうか。さうして証憑力を持つといふことになるのでしょうか。

○關政府委員 お答えいたします。刑事訴訟法におきましては各種の規定が

て、事案の認定をすることができな
というような場合には、それが重要な
理由として事案全体が却下されること
に相なるものと考えております。

○田嶋（好）委員　これがまたむずかしいことになるのでありますが、審査委員
員会が、処分の請求が理由ありと認め
たときは、どういふわけでその理由を
認めたか、それからその理由はどうい
う証拠で認めたかというようなことは
決定書に書くわけですか、書かないわ
けですか。決定書の内容はどうなるわけ
ですか。処分決定書の内容は判決に
なるのですか。

○關政府委員　委員会の決定書につき
ましては、第二十二條に「決定は、書
書をもつて行い、且つ理由を附して、
委員長及び決定に關與した委員がこれ
に署名押印をしなければならぬ」とい
うことになつておるのであります。
その詳細なことは第二十五條によりき
りして、「公安審査委員会における手続
に關する細則は、公安審査委員会の規
則で定める」ということになつており
ますから、裁判所のルールのごとく、
さらにこまかく規定いたしたいのであ
ります。「且つ、理由を附して」といふ
ことの中には、私どもの考えるところ
によりますれば、処分としてどういふ
処分をなす。そうして次にこれ／＼の
理由があつて、これ／＼の理由は、
これ／＼の証拠と認められるというふ
うに書くことに相なるであらうと考
へるのであります。

○田嶋（好）委員　第二十五條は非常に
大切な、むしろ法律よりも大切なもの
がこの細則の中に盛られるのですが、
細則に対する原案はまだできていない
のできていないのでしょうか、でき

ているのですか。

○關政府委員 この條文におきまして、一応かようなことは細則に譲つた方がよくはないか。ことにこの條文では、かようなことは細則になりはしないかというような想定は持つておりませんが、まだ原案はできておりません。

○田嶋(好)委員 これは非常に重要なことが含まれる手続細則だと思ひますので、ぜひ早くおつくりを願つて、またわれ／＼の方へもお示しを願ひたいと思ひます。なお今の点でございまして、証拠判断は理由の中に入らしていただくようにぜひ希望いたしておきます。しかしこの証拠判断ですが、判決が一番むずかしいのは、証拠を二十出したとすれば、そのうちの十九までがいかに、一つだけの証拠で判断するといふ例がなくさんでございまして。こゝらあたりもたいへんむずかしい点ですが、ルールとしておきめ願ひるときに、誤解のないようにおきめを願ひたいと思ひます。

それから第二十九條へ入りまして、これは非常に重大な規定だと思ひますが、司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行つて押収、搜索及び検証に立ち会ふことができる。これなんです。具体的な例をいたしましては、五月一日の皇居前の暴力、あれは現在法律がないから、おそろく暴力主義的破壊活動という罪で調べてはいると思ひます。刑法に基く犯罪として調べておるのでございまいしよが、しかしわれ／＼の考えによつて、やはりあのメーデーの騒擾事件といふのは、何だかそんな気がする。この場合、今法律ができていないから仮定論になりますが、事實は具体的で

す。この具体的な事實を今警察官は刑法の規定でやつてゐる。あの騒擾事件でもやはり立ち会つてよいような気がするのですが、今の場合は法律がないから立ち会えないのですか。しかもまだ調査中であるので、暴力主義的破壊活動という断定はまだ出ていないのですが、この場合一体立ち会ふことができるのか、できないのか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。司法警察官が押収、搜索、検証をやるのは捜査の段階でございまして、そのうち嫌疑のもとに一定の犯罪が行われた場合におきましては、押収、搜索、検証を、裁判所から令状を得て行つたといふ建前になつております。たとえば騒擾事件が政治目的のものになされたといふ嫌疑は十分立ち得るわけでありまして、そういうような場合に、押収、搜索、検証等が司法警察官によつて行われるといふ場合には、公安調査庁の調査官は、これについて行つて現場を立ち会つて見るということがで

きる建前に考へております。

○田嶋(好)委員 盛んに共産党諸君から、特高の復活だ／＼といふことを言われておるのですが、この場合、これもやはりそういう言葉の對象になる條文だと思ひますが、暴力主義的破壊活動からなる罪の警察官の押収、搜索、検証に立ち会ふことができるというところになりますと、全部の警察官が将来特高的な動きをするようになるではないかといふ一つの懸念が生れる。むしろその場合には、調査官がやつた場合は起らない。日本全体の警察官が調査官と同じ活動をするような、警察全体が特高的なものになるという心配も反面生れるのであります。これはど

ういふようにお考へになつておりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。暴力主義的破壊活動に對しまして、その内容となる犯罪に對しまして、司法上の捜査を行つたかどうかということは、司法警察官の自主的判断にまつわけでありまして、公安調査庁からさしずがましいことを、あれをやら、これをやれといふわけには参らぬのであります。あくまでも司法警察官の責任におきまして、自主的判断のもとに捜査が行われる。その捜査が行われる場合について行くといふこととございまして、決して特高的な立場ではないと考へておるのであります。

○田嶋(好)委員 最後に一つ、公安審査委員會の規定であります。第五條によりまして、委員長及び委員は、兩議院の同意を得て、法務總裁が任命する。こゝういふことになつております。これは私たち今まで體驗したところによりまして、兩議院の同意を得て任命する委員といふものは、すべて政府の最高責任者が任命したてゐるようでありまして、議院の同意を得て法務總裁——要するに總理の下におる一つの省の長官、これが任命するといふ例はこれをもつて嚆矢とする、初めてだと思ひます。何かが特別な理由があるのかと思ひますか。

○關政府委員 お答えいたします。立憲法例として、總理大臣でなく國會の御承認といふのは、たしか文化財保護委員會がこれに當るかと存じております。それで、さういふ立憲法例もありませんし、問題は兩議院の同意を得るといふことが問題であります。またこの委員會の設置される役所が法務府

にありますが、かような、法務總裁が兩議院の同意を得て任命するといふ立て方にいたしました次第であります。

○田嶋(好)委員 そのりくつではちよつとこの法律の説明にはならないようです。とにかく私たちは立法院としての權威を持つてゐる。行政府としては總理大臣が權威を持つております。司法部は最高裁判所が權威を持つております。そうすればわれ／＼立法院の同意を得た者を總理大臣が任命するのでなく、總理大臣の下に法務總裁がこれを任命するといふことは、立法、司法、行政の三權分立の立場から、どうも変則のような感じがいたします。文化財保護委員會でもといふようなことですが、その委員會とこの委員會を同列に置いて考へるというところになる。非常にこの法律の制定そのものについてあなた方自体が認識不足である。私たちはこの法案は非常に重大な法案だと考へております。要するに日本國をあげて大騒動を巻き起すような立法法なんです。そこを考へないで、まるで文化団体と同じように考へられ

てこの法案を提出され、審議されるといふことになると、與党自体も、えらいどうもという言葉で政府の不見識を疑わなければならなくなつて来ると思ひます。これはむしろこの委員會が權威を持つ。これがこの法律をして權威を持たすことであり、この法律を國民が信頼して樹立せしめるようになると思ひます。これはあなたにせひともひとつ、お考へ願ひたいと思ひますが、いかがでありますか。

○吉河政府委員 お答えいたします。御質問の点非常にこもつともな点だと考へるのでございしますが、從來各種の

委員會が内閣總理大臣のもとに設立されておりました。その立場からも、行政組織の上からも、當然總理大臣が國會に對して御同意を得て任命するといふ建前になつております。ただいま御質問の通り、なるほど兩院の同意を得る、權威ある國家の最高機關たる國會の同意を得るというやうなきわめて重大なことではあります。一面振り返つて行政組織の面からいいますと、先ほどいろいろと御説明申し上げた通り、公安審査委員會は法務府の外局として設置される建前になつておるものであります。もとより法務總裁が兩院の御同意を得るためには、事實上總理大臣の御了解を得なければならぬといふことは當然でございしますが、組織の面から考へまして、一應法務總裁が兩院の御同意を得て委員を任命するといふ立て方をとつた次第でござい

ます。

○田嶋(好)委員 そいうこともまたわかりませんが、一方この法案が問題になつておりますのは、やはり行政の行き過ぎによる人權の蹂躪、人權の保護を逸するといふことを心配してやつておるのであります。従つてさきにも申し上げましたように、司法にまかせとて議論も相當活発に行われてゐる。法務府の外局という觀念に基いてはさうなるのでありしよが、むしろ司法にまかせといふやうな議論のある立場からこの法案をながめるときに、やはり權威あるものとして、委員會は法務總裁の下といふ觀念でなしに、法務總裁と同列くらい立場に置いて、公平な職權と權威ある職權を行つといふことの方が、この法律を將來國民に納得さす上からいつてもいい方法ではない

かと考ふる次第であります。また実体論からいたしても、法務総裁のもとにある調査庁の持つて行つたものを、法務総裁のもとに機関でまた審査するといふよりは、すべて法務総裁の意見が調査から判決に至るまで加味せられるといふ一つの疑惑を招いて来るわけでありまして、やはり調査庁は法務総裁のもとにあつて、法務総裁の意見を入れることはけつこうだ。しかし法案にもうたつてあります通り、自由心証に基いて委員会が独立した権限を行つて、この法案の趣旨からいいたしまして、法務総裁の意見をうかがうよりな委員会では、独立といふこと、自由心証といふこと、権威ある判断といふこと、これはちよつとむずかしいように思いますが、この点からいいたしましてもどういふようにお考えになりますか、私はこれはぜひお考え願ひたいと思ひます。

○吉河政府委員 たいへんごつともな御質問だと思ひますが、さてこの公安審査委員会をそれでは総府のもとへ置けばいいというふうな考へ方も一応考えられるのであります。今日行政機関といひました、こゝういふ委員会は法務の行政に当る部門に属するので、法務府は法務行政として裁判所に次ぐ非常に厳正公平な立場を信條とする役所でありまして、その法務総裁のもとにといひたいへん語弊がありますが、外局としてその独立性を確保しながら設置するのが、一番政治性から離れて中立的判断ができるのではなからうか。外国の例などをひつづつて来て申し上げるのは非常に申訳ございませんが、アメリカの国内安全保障法におきましても、その委

員会はアメリカの法務総裁のもとに設置されて、しかもいさゝか独立の判断をするといふような趣向にもなつております。この法案におきましては、特に先般来御説明申し上げた通り、委員長と委員をわけまして、特に各種の実質的な條件を法律にうたいまして、国会において適否を御判定願ひまして、それを前提といたしまして法務総裁が任命する。あくまで国会の御判定を前提として委員を任命するといふような、実質はさうな立て方になつておるのでございますから、御了承願ひたいと思ひ次第であります。

○佐瀬委員長 アメリカの場合はアタニー・ゼネラルの組織下にあるわけでありまして、日本の司法行政の機構改革において、将来法務府が法務省とかいふふうな改革された場合も一応考えられるのであります。政府はこの案においてその点を考慮した上の起案であつたかどうか、この点一応伺つておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。ただいま委員会のお尋ねの点につきましては、行政組織の改革の問題も考慮いたしまして法務府に置くのが最も法的に確実である、かように考えまして委員会を法務府外局として設けた次第であります。

○田嶋(好)委員 そいう規定だものですから、第十四條に、「委員会の庶務は、法務総裁官房においてつかさどる。」こゝういふことになつておる。これではまつたく、いわば實際上の自主独立であり、自由であり、何ものにも制限せられぬと規定してありますが、私たちの従来の経験によりまして、官房において庶務をつかさどる、法務総

裁が任命するといふと、よほどしつかりした人でないと、なか／＼左右されないでは済まないように思ひます。こゝでいふのは、この点は質問ではございせん。どうかもう少ししつづきに懸念なく行く方法があると思はれ、まだ法案は通過したわけじゃないのでありますから、慮心垣壁に研究しながら、世間の誤解を受けないで、皆さんのおつくりになつた当時の気持、今まで説明した気持を私は信頼しますので、人権を擁護し、世間の疑惑が起きないために、自由を最高限度に守つて行く、この趣旨にかなつた制度が生まれますやうな御研究をお続けくださいますことをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○佐瀬委員長 鐵治良作君。

○鐵治委員 ずいぶん審議が盡されたので、大体は盡きておるようには思ひますが、こゝでなるべく考えをまとめるために、念のために各條の問題のあるところを御質問申し上げたいと存じます。

第一條の「公共の安全の確保に寄與する」といふことが、最もこの間から問題になつたのであります。ただ立法者が公共の福祉のため、安全を保障するためだといふだけでは、憲法上定められた人権の侵害はできないといふことは、この間からも論議が盡されておるところであります。従ひましてかような法律をつくらなければならぬには、ぜひともこれがなくては行けないのだ、この法律がなくては公共の安全が保障できないのだといふ事実がなければならぬ。皆さんの意見もそれであるし、私もさうに考えます。そこで必要のないことかはしれません

が、いま一度こゝで念を押しておきたいのは、日本の現状は、このままでは公共の安全は必ず破壊される憂いがあるかどうか。しかもその破壊されるであろうところの不安はまさに迫つておるかどうか。しつづいて、この法律をつくらなければいけないものであるか。これをあらためていま一べん御答弁をお願いしたいと思います。

○關政府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねの点につきましては、御意見の通り、当面の公共の安全を確保する意味においてぜひとも必要である、これがなければ公共の安全の確保といふものができないという現実の事態が、この法案の立案のスタートになるものと、私も考えているのであります。現実の事態において、公共の安全を確保する上においてどうしてもこの法律が必要だ、かような判断がこの法案のスタートになると私も考えるわけでありまして、この案につきましては、この法案を当委員会におきまして御審議をお願いする冒頭におきまして、特審局長より、最近のわが国内における暴力主義的破壊活動の事態の概況という報告におきまして、詳細に御説明申し上げた点であります。今日各地に御説明申し上げた点では、今日各地に私どもといひましたのは、今日各地に頻発しておりますところの各種の暴力主義的破壊活動の犯罪が、従来に見ざる危険性を持つて続発していることを、認めざるを得ないのであります。警察襲撃であるとか、あるいは税務署の襲撃であるとか、しかもその襲撃も、火災びんやあるいは凶器を携へるとか、各種の恐るべき道具を携へまして、こゝに襲撃をなしておるのであります。おおよそかような現象は、わが国におき

ましては明治の立国以来――明治の当初におきましては、ややそれに類したことがあつたのであります。その間数十年間にわたりまして、かつて事例を見ない現象であるといふことは考へるのであります。かような危険な活動が行われておるその背後におきましては、あたかもこれに相応するがごとく、かような活動の正当性あるいは必要性を主張したり、あるいはこれを宣傳煽動するがごとき不穩な文書が、配付されているわけでありまして、しかもその文書は、こゝ一、二年間の占領下におきまして、占領法令等に基づきまして、各種の行政上の措置あるいは刑事上の犯罪の捜査によつて配布しているといふことが、明らかになつたのであります。さて、かような二つの事例を結びつけて考へてみまして、これと現下の国内法令をもつて、はたしてかような危険な活動に對処し得るかいなかといふ点を判断してみます。私どもとしては、現下の今日の国内法令をもつていたしましては、どうしてこれに對処し得ないかと考へるのであります。国内法令をもつてこれらのものに對処いたしますならば、特にその正当性の主張ないしは宣傳煽動等の各種の危険な行為を、このまゝこの流れにまかして、実害行為の発生するまで手をこまねいて持つておるといひます。ならば、国家は恐るべき事態に直面するであらうと考へざるを得ないのであります。かような内乱であるとか、あるいは政治目的の騷擾であるとか、あるいは殺人であるとか、こゝういふやうな恐るべき実害行為は、すべて結果が発生するまで手をこまねい

て待つてゐるという事は、現下の事態をいまして、国家の公共の安全の保持上、まことに忍び得ざるどころであると思つてあります。従いましてこれらの事態に對処いたしまして、それらの実害行為が發生すればもとより、發生する前にさきまして、これを扇動し、これの正当性を主張し、一切を雪だるま式に回転する恐るべきこれらの行為に對しまして、何らかの措置をとらなければ、恐るべき危険がここに招来すると考えられるのであります。

かような事態で、さていかなる措置をとり得べきかという次の段階をいまして、疑いなくいたしましては、かかる危険な政治的な活動と、さらにその後における各文書による扇動の行為というふうなことを掘り下げて考えますと、そこには、団体組織によつてこの種の破壊活動を繰返してゐるという疑いが、多分に深まらざるを得ないわけでありまして、これにつきまして、これらの破壊活動が団体の組織を通じて行われてゐるという疑いが深いのでありますから、一つの考えをいたしましては、その組織自体の活動を規制することが、ぜひとも必要であると考えられるのであります。これはあえてわが国のみならず、世界各国のこの種の破壊活動に対する一つの施策をいまして、団体の結社を制限し、あるいはすでに結社されてゐる団体が破壊活動をなした場合には、これに解散を命じ、あるいは団体の各種活動を規制するといふような立法例が、最近ほとんどの各方面にできてゐるわけでありまして、それらの事例も参照にいたしまして、まずこの法案における破壊的団体

の規制といふことを、設ける必要があると思ふのであります。その次に、かかる暴力主義的破壊活動からなる罪についての現行の刑法法令が、現下の事態にかんがみまして十分でありませぬから、これに對して所要の最小限度の補正的規定を設けること、これも必要と考へるのであります。

以上のような考慮によりまして、憲法の精神であるところの人權の尊重、一切の行政的、司法的な各種の政策において、人權はあくまで尊重しなげなければならないという線に沿ひまして、おのずから必要やむを得ざる、最小限度の可能な安全を確保するための法的措置として、かような立法を必要と考へる次第であります。

○佐瀬委員長 今の点ですが、本法案第三條によると、政治上の主義、施策の推進といふふうな立言をされて、もつぱら本法のねらいが政治秩序の維持といふことにあるやうであります。が、経済的秩序の破壊の防止といふことは、この立案過程においては問題として提起されなかつたかどうか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。この法案におきまして、暴力主義的破壊活動という概念を定むるにつぎましては、結局国家社会の基本的秩序を破壊するといふところに、焦點を置いたものであります。従つて国家社会の基本的な秩序といふことに相なりますから、おのずからそれがすべて政治的な関連を持つて来るのでありまして、すでに刑法内乱罪のごときは、本来それが政治的な含みを持つた犯罪であることは、申すまでもないところであります。従いましてそれに準じまして、第

二号に、各種の危険な暴力主義的な破壊活動も、全部政治上の目的を持つて、国家社会の基本秩序をゆり動かす、これを破壊してしまふといふ行為に焦點を集めたのであります。

経済的な問題につきましては、それが純粹に経済の範囲にとどまるならば、そこまでの法案として対象とする必要はなからう、その経済的な観点からの問題の取上げ方が發展いたしまして、政治上の問題となつたときに取上げて、対象とするのがよいのではないかと、かように考慮いたしまして、政治上の目的を持つた破壊活動の範囲に限定したものであります。

○鐵治委員 ただいまの御説明によりますと、われ／＼も納得はいたしますが、ここでさらに問題が起つて来るのは、そのやうな危険があるといふしますれば、はたして第三條の行為を律することにおいて、目的を達せられるかどうかといふ疑念が生じて参るものであります。その一番大きいものは、過日來議論がなされたが、今日のいろいろの政治上の動きは、国内だけではなくて、インターナショナル的なものである。国外からかやうな危険を助長するやうな事実があつた場合に、これに對する処置をどう考へておられるか。参考としてお出しになつたアメリカの国内安全保障法などを見ますと、第一番にこの点の防止を目的としておるやうであります。これはどのように考へておになりますか、ここで承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。国外からい／＼な破壊的な影響なり指導なりが、日本国内に加えられる

ました場合におきまして、日本国民がこれを受付けなければ問題はないのでございまして、この影響のために、国内におきましてそのやうな暴力主義的な破壊活動を、個人として行つたり、あるいは団体としてこれを行つたりする場合におきましては、当然この法案によつて規制されなければならぬ。また外国人がわが国に参りまして団体を結成し、この法案に規定するやうな暴力主義的な破壊活動を行うやうな場合におきましては、この団体に對してもまた規制が加えられなければならない。かように考へておるのであります。が、国外からの破壊的影響自体に對しましては、これはこの法案だけではな

くして、政府のあらゆる施策と相關連しまして、これを防がなければならぬといふ考へておる次第でございます。

○鐵治委員 いろいろ考へられますが、私は一つの例をもつて質問します。ここでは非常に文書、図画の宣傳、扇動を禁止しておられるのですが、国内に入つて国内で持つておればこれは罰せられる。しかしこれが輸入の際に税関で見つかつたらどういふことになるか。

○關政府委員 外国からある種の不穩の文書が、税関を通じて輸入されるといふ場合であります。これは関税法の規定によつて、税関官吏が一時とめ置く程度のことではあるやうになつてゐるやうに聞いておりますが、たとえばこの法案をいまして、頒布とかいふやうな事項から見まして、犯罪を行つた者が国外にある場合には、国外において行つた場合にもいふやうな規定がない限りにおきましては、この法案はすぐ動いて来ないだらうと考へております。

○鐵治委員 そりすると、黙つて見ておつて、だれかが持つて行くのを待つておるよりほかに、未然には防げぬといふことですね。これはよほど研究していただきたいと思ひます。時間の關係でありますからこまかく申し上げませぬ。

○佐瀬委員長 今の点ですが、この法律の土地の効力の限界といふ問題が、一応考へられると思ひます。

ただいま鐵治委員の質問にもあつたやうに、外地における犯罪といふものについて、特に予備、陰謀、教唆、扇動といふふうには、刑法の規定以外に、犯罪の成立が擴張されておる關係をも考へて、外地における犯罪といふものを予定した場合、この法律がそれに適用されるかどうか。刑法二條の規定では、そのまゝ本法が外地に適用されるということは、できないではないかといふ疑念があらうが、この点に對する政府の御見解はどうか、伺つておきたい。

○吉河政府委員 委員長の御質問の通りであります。御承知の通り刑法第一條には国内犯が原則になつておりました。特別な犯罪につきましては国外犯も適用される。ここで刑法に規定される各種内乱に関する罪は、国外犯としても適用されるのであります。補正された文書の印刷頒布といふものは、やはり第一條の適用を受けざるを得ないと思ひます。

○鐵治委員 もつとこれは研究してみたいと思ひます。

第二條ですが、過日來いふん議論されたのであります。政府側の御答弁によれば結局注意規定だといふこ

とに帰着すると思ひます。そこで私が疑問に思ひますのは、ほんとうの注意規定ならば、何もここへあらためて入れる必要もないことだ。ここに書いてあります正当な活動を制限し、またこれに介入するようないことがあつてはならぬ、またこれを濫用してはならぬ、こんなことは言わぬでもわかり切つておることだ。しかるに本法においてこれを入れなければならなかつたのは、理由が何かあつたらうと思ひます。考へてみれば、これを入れなければならぬほどの重大なる法律であるがゆゑに、特に入れたのだと思ひのであります。それがとも気休めに入れたものであるか。これをお聞きしたいと思ひます。

○閣府委員 第二條の性格につきましては、今日までしばしば御質問を受けたのでありますが、私も同様にしましては第二條の違反につきましては、裁判所におきまして適法なりやいなやを争ひ得る、実質的な規定であると考えている次第であります。規制の上におきまして、また通知であるとか証拠調べであるとか、あるいは委員会の決定の内容も、すべて本條に規定する目的を達成するために、必要かつ相当な限度において行ひべきものである。この限度を越えたという反対意見も立ち得るであらうから、これらの点も第二條違反として裁判所において争ひ得るものである、かように考へてゐる次第であります。規制及び規制の事務を行ふ公安調査庁の職員が、この第二條に従つて行わなければならぬのはもとより、もしかりにこの規定に違反いたしますならば、裁判所において相手方と争ひ得るものである。

かように考へてゐる次第であります。○鐵治委員 どうもそれだけの説明では納得いたしかねます。何もこれがなくても、そんなことはできるはずだ。不法があつたり行き過ぎがあれば、行政処分が懸かつたといつて訴訟をやるのはあたりまえのことだ。特にあなた方がこの第二條を入れたらばならぬのは、本法は重大である、しこうしてかようなことの弊害に陥りやすいからこれを入れておいた方がいい、これから来ているのではないか。一般とかわらないけれども、ただ注意に入れたとおつしやるのですが、それでは私は納得行きません。いかがですか。

○吉河政府委員 ただいま御質問のうちに、この法案の運用は国民の自由と人権に影響するところをきつめて大なるものがありますので、慎重の上にも慎重にこれを運用しなければならぬものと考えておるわけでありまして、そういう意味もありまして、特にこの法案が濫用と紙一重である——必ず濫用を招くおそれがあるとは考へていないのであります。国民個人の自由と人権に影響することがきつめて大なるものがありますので、この第二條に明記いたしましたような次第であります。かような立案の他の立法例を参考としたわけでもございせんが、警察法におきまして、やはり濫用防止の規定を明記いたして、戒めておるような次第であります。

すべきものを慎重を欠いたということになると、本法によつて取締るのだといつて、これは刑罰その他罰則の程度はかまいませんが、ある程度は本法の第二條を犯したる場合の制裁規定を設けられても、理論上さしつかえないものと思ひますが、この点はいかが考へられますか。

○閣府委員 この法案は国民の自由と人権に影響するところが多く、そのために第二條をただいま御説明したような趣旨において設けたのであります。しかし、さうな意味合いのものであるが、さらに進んで、たとへば第二條違反の特別な構成要件をつけた犯罪を規定するかどうか、あるいはこれを特別な要件として、公務員の懲戒の規定を設けるかどうかという御趣旨のお尋ねと思ひますが、それらの点につきましましては、この法案全体の構成としまして、審査委員会と調査庁の分離とか、あるいは強制的な調査権をほとんど持たないとか、各種の規定をここに設けておるのであります。それらと、現在国家の制度として行われておる各種の特別立法における調査権であるとか、あるいは各種の公務員の調査権限と比較対照いたしまして、特にこの法案においてのみ特別な職員の職務を懲戒の原因として新たに創設するといふような、そこまでの責任を公安調査庁の職員に課するのは、法律全体として、国家の公務員として見るときには必要はないと考へておるわけでありまして、現行の公務員法、刑法または国家賠償法等の規定によつてまかなうべきものではないか、権限の内容から見てさうに考へてゐる次第であります。

○鐵治委員 それ以上は議論にわたりますので、その程度にしておきます。そこで第三條に移ります。この第三條の一号のイとロであります。イの犯罪は団体で行うと同時に個人でも行ひ得るものと思ひます。ところがロに至つては、大体において個人の行為を処罰するための特別刑法をつくられたものと思ひますが、この点はどうでありますか。

○閣府委員 私どもはこのロも団体によつて行ひ得るものと思へておる次第であります。と申しますのは、たとへて申しますならば、教唆もしくは煽動という行為につきまして、先日のこの法案を必要とする客観的事態、ないしはその説明またはその参考資料として差上げた各種の印刷物などを見まして、主として印刷物のような形で行われることが多いのであります。印刷物のごときは個人で出すより、むしろ団体として出す、団体活動としてかような活動をするということの方が、常に社会的な現実として見ますれば多いのであります。個人がたゞさんの金を使つてさうなことをやるというよりも、むしろ団体が団体組織を通じて資金を獲得し、その資金によつて多くの出版活動をする、さうしてこの教唆もしくは煽動行為をなすといふように考へるのであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げまう。団体は団体の意思として内乱の教唆を決定いたしました、構成員、役員がそれに基づきまして教唆活動をするという場合も考へられるものと思ひます。

○鐵治委員 そりすると、それは代表者ですか。団体の代表と認めるのですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。団体の活動として教唆が行われるというわけでありまして、団体の活動として行われるには、団体の意思決定がなされて、団体の役員、構成員が代表に限らず、団体の役員、構成員がその意思に基づいて行ひ得る、団体の活動と認められるわけでありまして、従ひまして、代表者のみに限らず、構成員によつても、その教唆行為が行われるものと思ひます。

○鐵治委員 その次はロを讀んでみますと、「この号イに規定する行為の教唆若しくは煽動をなし」こと書いてあります。さうしてイは内乱、内乱の予備、陰謀、または内乱の補助でありますから、あとの文書図画をもつてするものには、たとえば文書図画をもつて内乱及び内乱の予備、陰謀及び内乱の補助をしてまかまわないうであります。これは「又は以下は、これは独立した一つのものと思ひますが、文書図画をもつて内乱の予備陰謀を助成及び教唆したら、どういふことになりまうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。内乱、内乱の予備、陰謀、あるいは内乱の補助のやうなことが、文書に

よつて行われる場合もあり得るので、当然その方法のいかんを問はず、内乱の予備罪、内乱の陰謀罪あるいは予備陰謀の補助罪というものが成立すると思ふのであります。また次に、教唆または扇動にいたしたとしても、文書によつて行われる場合、文書によらずして行われる場合もあり得ると考えております。しかし「又は」以下の、実現の正当性もしくは必要性を主張した文書の印刷頒布は、特にその形を文書の形にしほつております。これは内乱の教唆または扇動とは別個の概念でございまして、直接内乱実行の決意を創造させる行為ではありません。あるいはその決意を助長させる行為ではありません。現実日本において内乱が行われること、あるいは行ふことの正しいこと、あるいは必要なことを主張した文書なり図画なりを印刷し、またはこれを頒布する等の行為を処罰しておるのであります。内乱のごとき重大な犯罪につきまして、これを推進して達成せんとすることが、団体活動をもつて行われる危険性がきわめて多い、組織的計画性をもつて推進される危険性もまた大きいというところは、さきに閣下委員から御説明申し上げた通りでございますが、ここに正当性もしくは必要性を主張した文書というものは、直接内乱実行の決意を創造させたり、あるいはその決意を強固ならしめる勢力を有する刺激というものではないのであります。しかし内乱を行うためには、みなその気になければならぬ。多数の民衆をかつてその気にする。内乱が実際に行われること、あるいは行ふことが正しいのだ、これは必要なのだという意識を植え込むという

ことが、内乱の第一歩でございまして、これが恐るべき危険性と社会的違法性を持つ。これこそ現在の段階におきましては、国家として防衛しなければならぬ犯罪行為であらうと、考えておる次第でございまして。

○鑑査委員 どうもそこに疑念があるのです。私はこれを読んでみますと、「この号に規定する行為の教唆若しくは扇動をなし、又はこの号に規定する行為の実現を容易ならしめるため、この書いてありますが、この扇動と文書によるものと全然異なつた犯罪のように、私は見受けたのです。ところが先ほどの説明を聞くと、やはり文書図画にしても扇動が得るのだ、こう言われるのでわからなくなつて来る。そこでこうお聞きします。しからば文書図画をもつてかりに内乱の予備陰謀を正当なものであると主張したといひました。そのときにはその前段の犯罪として認められるのか。それとも独立した文書図画の、その後の犯罪として認められるのか。さらにそこへ扇動ではないけれども、予備陰謀になるといふことも、山口君がだれからも質問がありました。これが考えられます。かようなときに全然別個なものが一所為数罪になるのか。これをひとつ明確にしておいてもいいと思ふ。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。内乱の予備陰謀、内乱等の補助、あるいは教唆といふ扇動と申します。これは内乱行為に接する行為であります。内乱予備陰謀、補助は御説明申し上げるまでもありません。教唆、扇動は内乱を実行する決意を創造させる、あるいはその決意を強固ならしめる行為であるといふふうに考えておるのであります。この文書によりまして、内乱が実際に行われること、あるいは行ふことの正しいこと、あるいは必要なことをうたいまして、内乱をやることを基礎にいたしまして、内乱をやるというふうな扇動が行われた場合においては、これは扇動罪の適用があり、同時に現実の場合におきましては、それが実現の正当性もしくは必要性を主張した文書の印刷頒布という行為に、一所為数法の関係において適用を受ける関係もある。しかし法律の概念としては、これは両者が区別される概念であるといふふうに考えております。扇動は不特定多数人に内乱を実行する決意を創造させたり、あるいは既存の決意を強固にするような刺激を与える行為でなければならぬといふふうに考えております。

○佐瀬委員長 「又は」以下の文書活動は、扇動の範疇に属するのだといふのが、先般の公聴会における團藤教授の見解であつたように聞いております。またさうに解釈するのが、一応刑法上の常識と思はれるのでありますが、政府の見解は、文書活動は扇動罪とは別個の独立犯罪であるという観点に立つての御見解のように承ります。さうに承知してよろしいかどうか。この点を明確にしておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。内乱の予備陰謀、内乱等の補助、あるいは教唆といふ扇動と申します。これは内乱行為に接する行為であります。内乱予備陰謀、補助は御説明申し上げるまでもありません。教唆、扇動は内乱を実行する決意を創造させる、あるいはその決意を強固ならしめる行為であるといふふうに考えておるのであります。この文書によりまして、内乱が実際に行われること、あるいは行ふことの正しいこと、あるいは必要なことをうたいまして、内乱をやることを基礎にいたしまして、内乱をやるというふうな扇動が行われた場合においては、これは扇動罪の適用があり、同時に現実の場合におきましては、それが実現の正当性もしくは必要性を主張した文書の印刷頒布という行為に、一所為数法の関係において適用を受ける関係もある。しかし法律の概念としては、これは両者が区別される概念であるといふふうに考えております。扇動は不特定多数人に内乱を実行する決意を創造させたり、あるいは既存の決意を強固にするような刺激を与える行為でなければならぬといふふうに考えております。

○鑑査委員 大体わかりました。それは念のために伺ひます。「又は」以下の行為があつても、單にこれを印刷しもしくは掲示し所持しただけで、その上に教唆をしたり、扇動をしただけで、かつたならば、その前段の罪には当たらないのだ、かように解釈してよろしいでしょうか。

○吉河政府委員 御質問の通りでございます。

○鑑査委員 その次はまた問題ですが、教唆及び扇動は、特殊の騒擾が起つた場合のみやるのだと思つておつたら、先ほどの御答弁では、そうじゃないとあり得る、こういう御答弁でした。そこで御聞きしたいのは、教唆も扇動もいずれも実行行為がなくては、この口の前段によつて処罰する考えであるかどうか、それを承りたい。

○吉河政府委員 御質問の通りでありまして、教唆は、刑法の規定する教唆は、犯罪の実行しなければなりません。しかし、扇動は、犯罪の実行を促す行為として、犯罪の実行がなくても、扇動として教唆の犯罪が成立する、かように考えております。

○佐瀬委員長 その点は刑法の理論上の、いわゆる従犯の独立性を認めたとはいふのではなくて、本法において新たな犯罪の形態を認めたとはいふふうに解釈されるように、政府の御説明では何われるのですが、その点はいかがですか。

○鑑査委員 それともう一つお聞きしたいのは、刑法の原則論から反しはしないかと思ふのです。何といつたつて教唆のごときは共犯なんです。そこで私が聞くのは、相手方が不能犯だつた、不能な者を教唆しておつた、それでも教唆したことは事実なんです。あなたの方で言うところでは罰しないけれども、刑法の原則論からいふと、かえらないものかどうか。その点であります。

○佐瀬委員長 あわせて御説明願ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○鑑査委員 御質問の通りでございます。

○吉河政府委員 御質問の通りでありまして、教唆は、刑法の規定する教唆は、犯罪の実行しなければなりません。しかし、扇動は、犯罪の実行を促す行為として、犯罪の実行がなくても、扇動として教唆の犯罪が成立する、かように考えております。

○佐瀬委員長 あわせて御説明願ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○鑑査委員 御質問の通りでございます。

○吉河政府委員 御質問の通りでありまして、教唆は、刑法の規定する教唆は、犯罪の実行しなければなりません。しかし、扇動は、犯罪の実行を促す行為として、犯罪の実行がなくても、扇動として教唆の犯罪が成立する、かように考えております。

○佐瀬委員長 あわせて御説明願ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

○鑑査委員 御質問の通りでございます。

○吉河政府委員 御質問の通りでありまして、教唆は、刑法の規定する教唆は、犯罪の実行しなければなりません。しかし、扇動は、犯罪の実行を促す行為として、犯罪の実行がなくても、扇動として教唆の犯罪が成立する、かように考えております。

○佐瀬委員長 あわせて御説明願ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たが、相手方にその能力がなかつた、結局教唆は不能犯に終つてゐる、さうな場合でも、ひとつやらせようと思つて教唆したのであるから、相手方がどうあろうと、法律によつてかりに不能犯を教唆しても罰する、こういうことになる。いかに刑法の原則と相反するように思ひますが、その点はいかがでしよう。

す。不能犯という言葉を承りました。この場合におきましては、教唆者が教唆した相手方が、何らかの理由によつてそれに応じない、犯罪を遂行しないという場合におきましても、教唆犯は成立する。教唆罪を独立犯として規定しておりますのは、この法案に限らず他にもござりますが、すべてその立場で教唆犯を独立罪として規定しておる次第でございます。

○鑑査委員 どうも私の質問の趣旨が徹底しない。不能犯と言ふと語弊があるけれども、不可能な場合を私は考えておる。向うがやる可能性があるのをやらなかつたのならば、われ／＼はそれは疑問は起らない。相手方がピストルを持つておると思つて、そのピストルをもちつてやつてみると思つた。ところがあにはからんや、ピストルを持たなかつたので、できなかつた。そのときにはどうなるか。具体的な例で伺います。

○閣府委員 お答えいたします。その問題は、刑法の原則の解釈の問題だろうと思つてあります。ただいまお尋ねの点は、要するに相手方が教唆の趣旨も理解しなければ、犯罪実行の能力がない。極端にいたしますと、たとえ赤ん坊に対して教唆罪が成立するかどうかというような問題になると思つたのであります。私としては、現行の刑法として赤ん坊に対する刑法原則の教唆罪は、成立しないだらうと思つております。従つてまた全然犯罪の責任ある意思判断もできない、その程度は心神耗弱なりやあるいは心神喪失なりやいなやは、もとよりい／＼と議論もあると思ひますが、とにかくつたく心神を喪失した者に対する犯罪の教

唆というものも、成立しないと思つてありますから、この法案におきましても、そういう者に対していかに教唆しても、それはこの法案の独立罪としての教唆罪も、成立しないものだらうと思つてあります。

○鑑査委員 これはどうせ裁判所に行つてからの問題でありまして、一定の方針だけは明らかにしておきたい。そこでこの扇動というものは、いふんめんどろなんでしょうが、この間田中義平君が質問しておりましたように、政府の答弁では、それくらいのことでは該当しないように聞えたのですが、どうも聞いておつて、はなはだふしぎに思つたのです。実力行使せよ、かような政府はつぶしてしまへ、力ではならぬとき、こういうものは扇動にならないのだということになると、たいへんどうも——そうかといつて、なるというならば、どこに境界があるか、こういう重大なことでありまして、もう一べんその点詳細に説明を願ひたいと思ひます。

○閣府委員 お答えいたします。一般に言葉あるいは文書による犯罪というものは、きわめてデリケートなところがあるわけでありまして、それでこれを法律上の構成要件から考えてみますと、たとえば殺人の扇動は、要するに特定の殺人を殺せということが、明示もしくは暗示の表現によりまして、そこに合理的に認定できる、こういう條件のもとに、ある殺人罪の教唆とか扇動というものが成立するのであります。従ひまして明らかにある特定の殺人を殺せというふうに言ひますれば、これは明瞭であります。そうでなくともその

いうふうな認定する場合が、場合によつてはあり得るかと思ふのであります。そこで先日来の田中委員の御設例に對しましては、おおむねの場合、現下の法律のもとにおける正常な活動範囲における一般的、抽象的なそれだけの言葉として考えてみますれば、もちろんそれが一つの殺害を意味するとか、あるいは政府の転覆を意味するとか、あるいは扇動罪を扇動するといふような言葉は、それだけでは一般的、抽象的な言葉でありまして、すぐに看板がでないから、いずれもおおむねの場合にこれを否定的にお答え申し上げた次第であります。しかしながらすべて言葉は、その言葉の用いられる客観的な事態のいかんによりましては、内容が異なつて来るものであると私は考へておるわけであります。

たとえて申し上げますならば、あるまつたてて悪いことをしないと覺悟してゐる者に対して、お前実力行使せよといふ大きな声をする程度のことしか考へられないのであります。たとえふところにとすを入れてすでにそれを使つて、ある犯罪を遂行しようといふような決意をした者に対して、お前実力行使せよと申しますならば、その言葉はすでにその犯罪を遂行せよということに相なると思つてあります。従つてその事案々々の具体的なところにおきまして、使われた言葉の意味を検討いたしまして、決定しなければならぬと思ふのであります。それでこの前の田中委員の御質問に對するお答えは、すべて抽象的な一般的なものとしまして、さうない／＼な客観的な條件を抜きにしまして、その言葉自体からはた

して殺人の教唆扇動であるとか、あるいは扇動の扇動という言葉は出て来ない、そういうような意味合いにおきまして、一応否定的にお答えいたしました趣旨なのであります。もとよりいろいろな客観的な事態に應じまして、その実力行使といふのがどういふことをするとか、どういふ意味であるかといふことは、具体的な場合におきましては、さらに検討を要することが多からうかと思ひます。

○鑑査委員 たとえば税務署の問題なんかでも、むしろ、旗などを立てて行つて交渉をし、うまく行かなければその支関にすり込んで、何とかまけてもらふようにせなければならぬ。ただすり込んでからといつてまけてくれるものではないのだが、そこにははなはだ不審なものが含まれるように心得ます。また、ただすり込んでただけでおとなしく帰ればよろしゅうございしますが、帰らずにそれがガラスをこわしたり、中へ飛び込んだといふことになりまして、それでも責任がなないのであるまいか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。大勢でむしろ旗を立てて税務署に押しかけるのは、公安條例違反の教唆に相なる場合もあるかと思ひますが、内乱の扇動とか騒擾の扇動または教唆につきましては、ただ今仰せの程度では、抽象的な一般的設例としてはむしろ否定的にお答えせざるを得ない。税務署へ行つて言うことを聞かなければ、たたきこわしちやえといふような言葉をお使いになつたといふような場合におきましては、相当重大な問題になるというふうにお答えしたはずであります。

○鑑査委員 ここでいふん問題になるのですが、いづれも現定のときに現定の問題をつかまえて判断しなければならぬ。しつこくいつても言われる最終の判断は神聖な裁判所で判断してもらふ。これはわかつておりますが、裁判所へ行く前に、行政的の判断によつてこれを圧せられることが一番問題になるわけでありまして。これは何べん言うてもしかたがないかもしれぬが、もう一べん扇動であるか、扇動でないかという境界は理論上どこに求めるか。これをひとつでできるだけ明確にしてもらひたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。それ自体抽象的な議論に走るかと思ひますが、扇動とはあくまで犯罪実行の決意、犯罪をやるやうといふ決意を相手方に想像させる、あるいはすでに相手方が持つておる犯罪を実行するといふ決意を強固にするという点に、問題の重点が置かれなければならない。具體的な環境のもとにおきまして、扇動者の言動が犯罪実行の決意を想像させたり、既存の犯罪実行の決意を強固ならしめるというものであれば、それは扇動罪にかかわる犯罪でありますから、その内容はそれ／＼の場合におきまして、殺人とか放火とか騒擾とかあるいは内乱にいたしましても、それぞれの内容が含まれなければならないと考えております。

○鑑査委員 これはちよつとおかしな質問になるかもしれませんが、もしもと思つておつたのは、二十五條で定めたる政令でやるといふ御答弁でありました。規則で定めるのですが、かようなことに對しても何か標準を示すような方法は

ないものでしょうか、いかがですか。
○閣府委員 お尋ねの御趣旨は正確にわかりませんでしたから、いま一度お願いいたします。

○鑑治委員 今お聞きのとおり扇動というものを対しては、なか／＼理論上はつきりした限界がつけられない。裁判所ではつけてくれない。しかし、われ／＼の心配するのは、その前にける行政官の認定であります。これが一番問題になるところだと思ひますがゆえに、これを今説明せられたように、かく／＼かく／＼までは扇動だ、これからは扇動でないのだ、こういうあどを規則とか何かでつける方法はないのか。これは少し無理な質問かもしれませんが、心配の余り申し上げるのですが、何かそこらに名案がございせんかということですが。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の点は実際の法の運用にありまして、公安調査庁の調査官なりが調査する場合、あるいは司法警察官が犯罪捜査としてこれを捜査する場合に、しかく明確に扇動罪の規定を運用するかどうか。その点につきましては、この法令によりまして、実は扇動につきましては教唆につきましては、すでに法律概念としては判例があるのございまして、これは裁判所で事実を認定する場合におきまして、大体判例に基いて事実を認定して行くものと考へております。しかし具体的な事実について概念を適用する場合に、行き過ぎがないかどうかという点に御質問だと考へるのでありますが、この点につきましては、この法令の周知徹底がきわめて重大な問題になると考へておるわけでありまして、私どもとい

たしましては、ひとり公安調査官のみならず、全司法警察官に對しては、この法の周知徹底については、でき得る限りの努力をいたしたい。また警察官のみならず検事に對しては、も、判事に對しては、この趣旨は十分に御納得の行くように、周知徹底をいたしたいと考へておる次第でございます。

○鑑治委員 判事に對してはどうか知りませんがそれは参考書として出すよりはかたが、検察官、警察官及び調査官に對しては、法務總裁の訓令とか、あるいは指示とかで出されるのではないかと思ひますが、さうなことも考へておいでになりますか、いかがですか。

○閣府委員 お答えいたします。ただいま局長からお答えいたしたごとくに、扇動なりまたは教唆という言葉は、すでに一応とにかある判例によつて示されてゐるところであります。それで結局かやうなことは私もが扇動と認めても、裁判所において扇動でないといひますれば、國家の公権的解釈は扇動でないことになり、それから、結局的におきましては、すでに判例の示すところによると、すでに相なると私は思ふのであります。従ひまして私どもとしては、過去においてこの種の犯罪について教唆とはどういふことを教唆といつたか、あるいはすべて今まで立法例として扇動罪が規定してあつて、扇動とはどういふことを扇動と言ふと、裁判所が判例において示しておる。その種の判例の全部を収集いたしまして、それを標準にいたしまして、第一線の調査官に配付いたしましたので、さうなものを一応の基

準といたしまして、その内々に對して事をいたしたい、かやうに考へておるのであります。

○鑑治委員 いずれさうなものを出しになるならば、これ／＼にも前もつて見せて、相談していただければけっこうだと思ひます。

次に第三條の第二号で、委員長からの質問があらましたように、「政治上の主義若しくは施策を推進し」というときに、経済上の問題はどうかというのに對して、さういふものは入らぬという話です。しからば第二項の「この法律で『団体』とは、特定の共同目的を達成するための多数人」といふ書いてあるものは、これは政治目的がなくてはならないものと解釈せざるを得ぬが、さうかどうか。それと、第一項第二号の「政治上の主義若しくは施策を推進し」との關係を明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この法案第三條第二項に掲げました「団体」は、特定の條理上の解釈から、當然除外されるべき団体を除きましては、団体平等の見地から一律に抽象的に団体の内容を規定してあるのであります。しかし暴力主義的な破壊活動が団体の活動として行われなければならないが、先ほど来申し上げました通り、団体の活動として行われるためには、その構成員の個々の意思とは離れた団体の意思決定に基いて、構成員なり役職員なりがこれを實現するために、行為でなければならない、といふことが考へられるのであります。さういたしますと、役員なり構成員の行為は、団体という意思決定に基いて、そ

の実現のためにする行為でなければならぬ。さうすると、団体は何のために意思決定するかと申しますと、これは団体の目的を達成するために意思決定をして活動するのでございまして、従ひましてある社交クラブが、さういふような意思決定をする、その目的達成の手段として暴力主義的破壊活動をやるといふようなことは、事実問題としてほとんど考へられないのではなからうか。それで団体の活動は、団体という意思決定に基かなければならない、そして構成員、役員、役職員の活動でなければならぬが、それは団体の目的を達成するための活動として行われなければならないことは、當然言われなければならないことと考へておるわけでありまして、次に政治上の主義若しくは施策のこ

とについて御質問がございましたが、これは行政上の問題とどういふふうに関連があるかという点も、先般御質問のあつたことと存するのであります。行政というものは、やはり一つの法律を前提といたしまして、具体的な法律關係につきまして、行政機關がその権限に基いて行ふ行為でなければならぬ。この場合に、行政機關の行ふ行為はさういふと考へるのであります。一般的には法律を前提として、その法律の執行として具体的な法律關係について処分を行ふのであります。が、この法律を適用する場合におきまして、政府の指導を受けるということも當然でございまして、かような意味におきまして、行政行為の中には、その事柄によりましては、政府の施策を實現するといふ性質を持つものもあり得ると考へるのであります。この問題を離れまして、この行政行為に對しま

して、これをいわゆる政治問題として取上げるといふ立場も考へられるのであります。行政機關が行ふ行為に對しては、その行為の当否を個人的な立場から論じて、救済を仰ぐといふようなことは政治問題ではございせん。しかしこれを社会公共の立場に立ちまして、これがひいては政府の施策なり、政府の指導なりが関連してゐるのだといふような点に入りまして、これを批判攻撃するといふやうなことになるならば、たとい取上げた問題が個々の行政行為でありましても、これはやはり政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、反対するといふやうな問題になつて来るのでございまして、これはさういふやうな關係として理解すべきものではなからうかと、実は考へてゐるやうなわけでありまして。

○鑑治委員 わかつたやうで、わからぬやうですが、具体的例で言つて、たとえばPTAを考へましよう。これは政治上の団体ではありませんが、りつぱな団体と言ひ得るのじやないかと思ひますが、PTAの会をやつた。そして学校の処置が悪い、もしくは経営者なり、あるいは都立なら都のやり方が悪いといつて、不平を唱へて遂に騒擾にまで及んだといひましたら、本法の規定の適用になりますか、なりませんか。

○吉河政府委員 その場合に、学校の具体的な措置が政府の施策なり主義なりを基いて行われたものだといふので、取上げて攻撃すれば、政治上の主義なり施策なりに對して争うといふ問題になると思ふのであります。

○鑑治委員 そうすると、もう一ぺんさういふふうに関きましよう。それで

は団体そのものの政治上の主義もしくは
は施策の推進ということがなくとも、
相手になるものが政治上のものである
ばはまるのだ、こう聞いてよろしゅう
ございますか。

○閣府委員 お尋ねの通りであります。
その団体において取上げる問題
が、たとえば政府のとりおる政治上
の施策に反対するということになりま
すれば、この法案第三條第一項第二号
該当の、政治上の施策に反対というこ
とに相なるのであります。

○鐵治委員 十五條ですが、これはす
いぶん問題になりましたが、それと十
三條と両方対照して考えますと、十三
條には「並びに有利な証拠を提出する
ことができる」ということになっていま
す。そこで十五條では「不必要と認め
るものは、取り調べることを要しない」と
いうことになっております。第一の疑問が
出るのですが、私の考えでは、十三條
に言われるような有利な証拠は、不必
要と認められないものであらうと思
うが、この点はいかがですか。

○閣府委員 お答えいたします。十
三條と十五條との関係におきまして、
ここに十三條でいう「有利な証拠」と
いうようなものは、もとより十五條に
おきまして「不必要と認める」とこと
ができるものが多からうと思ふのであ
ります。

○鐵治委員 多からうじやない。もし
そうだとすれば、省くこともあるとい
うことになる、十三條が空文に終る
じやないか。そんなことはないと思
うが、いかがですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。おそく団体の当事者は、提出す
る証拠は全部有利な証拠だとおしや

るだらうと思ふのであります。しかし
先ほど来申し上げました通り、中には
立証趣旨の完全にはわからないものも
ございます。中には事実とまつた関連
性のないものも含まれている場合もあ
ると思ひます。また中には明らかに審
理を遅延させて、一年も二年もだらだ
らやらせるというような目的で、提出
されたものと認められるものもあると
思ふのであります。こういうものだけ
をはねるといふ趣旨でございます。

○鐵治委員 もちろん私は主観を言つ
ておるのではありません。これは客観
でなければならぬ。だれが見ても有利
な証拠だと思ふものでも、不必要だ
といつて省けるものではない。それで
なければ十五條はいらない。たゞいま
説明のあつたように、不必要と認め
べきものはこの三つのうちで言われ
た。これは私は大賛成である。かよう
に考えてみると、客観的には不必要と
いうものはきまつておるわけである。
だからそういう意味で、不必要なもの
はとらぬのがあたりまえなのだ。しか
るにもかかわらず、ここで「不必要と
認めるものは」といふ書いてあるか
ら、いかに調査官の自由裁量、もつ
と強くいえば、専断で断つることも入
れることもできるやうに読めるので
す。むしろ私はこの「認める」という
字をなくして不必要なものを取調べぬ
でもよろしい。もつと言へば自由裁量
の余地はほとんどないのだ。もちろん
それは三つにはまるかはまあぬかあ
りますけれども、そういうことを先ほ
ど言われた規則の中とか何かに入れて
やられば明白なので、民事訴訟法な
どは、先ほどだれかが言われたやう
に、裁判官がやるからある程度人が信

用する。ところがこれは相手方を持つ
てゐる。けんかの相手方である行政官
がやるのだから、それを「認めるもの
は」といふと、どんなことでもやられ
る、そうなると思ふのであります。一
考の余地はありませんか。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。この法案で突然「不必要」とい
うような言葉を使ひましたので、いろ
いろ御質問を受けるのであります。先
ほど閣府委員の申しました通り、
法務府令等におきましてこういう趣旨
は明確に規定して、誤解のないやうに
したいと考えております。

○鐵治委員 次いで、いつも問題にな
ります、二十一條です。これはま
つた書面審理でやれということにな
つておるのです。過日米の説明で書面
審理をとられた理由はよくわかりまし
た。先ほどからもよく問題になりま
したやうに、いかに書面審理をやらう
とした、これはもう一つここに、この
裏にある証拠があつたらいののだが、
この点を聞いてみたらいいのだがと思
うときまでも、さういふことはやつて
いかぬのだ、ぜひとも書面審理でや
れ、ここまでのいなければならぬ理由
はどうもないやうに思ひます。い
かがですか。

○閣府委員 お答えいたします。委
員会におきまして、全面的な公開のも
とに直接な審理をするということも、
もとより考えられるのであります。ま
先日来申し上げたやうな次第でありま
して、これが行政処分として行われる
ものであること、そしてその次に、
行政機構簡素化の、政府としての行政
機構に対する基本的方針というやうな
線からいひまして、かようなライン

をきめたものでありまして、委員会に
つきましては、必要な証拠調べの手続
は認める建前をとつておるのでありま
す。すでに審理官におきまして、十分
なる証拠の収集及び相手方の弁解も聞
いております。また意見書を直接当該
団体は委員会に提出することができ
るのであります。これによりまして委
員会として、書面ではありまするが、
公正な事実の認定ができるものである
と考えておるわけでありまして。

○鐵治委員 あなたの方の行政処分をせ
なければならぬ理由、しこうしてかよ
うなことは早急に決定すべきものであ
るから、かようにした。この御議論は
よくわかりましたが、あえて遅れもせ
ぬから、このくらいのものでいいじや
ないかというやうなもので、やつち
やいかぬという理由はどこにあるか。
そのために遅延するとか、そのために
煩雑になるというならこれはいかぬけ
れども、別に煩雑にもならぬから、こ
のくらいのことば調べてもよからうと
いうときに、やつていかぬと言わなけ
ればならぬ理由はどこにありましょ
うか。

○吉河政府委員 お答えいたします。
先ほど来御説明申し上げました通り、
委員会の構成は審理決定の機関とい
うことに踏み切つておりました。そのた
めに公安調査庁におきまして審理の手
続をとつておるのであります。公安
調査庁長官は、処分の請求については
責任をもつて処分を請求する。しかし
委員会が、十分な理由なし——これは
いろいろの場合があり得ると思ひま
す。見解の違ひことも多々あると思
ふのであります。理由なしとすればこ
れは棄却せざるを得ない。棄却した場

合におきましては、当該団体の名譽の
ためにも、これを官報に掲示する建前
になつておるのであります。委員会
が直接証拠を審理する、調べるとい
う立て方はとつていないのであります。
この点はどうも十分御了承願ひたいと
思ふのであります。

○鐵治委員 私の質問に対してはつ
きりした返答になつておらぬのです。
その御趣旨はわかるのだが、とある理
由がわからぬ。しかしその程度しにて
おきましょ。問題になるやうなもの
だけきようは拾つて申し上げますが、
三十條です。この「公安調査官は関係
人又は参考人が任意に提出した物件を
領受することが出来る」とこれは強制
してとらぬといふことではしやう。け
れども、これはわれ／＼は何十年弁護士
をして知つておるのですが、かような
ことは行われぬのです。本法におい
ては、今までのやうな、名は任意であ
るけれども、強制取上げをしておる事
実はとめられるといふ何か保証はござ
いまいしやうか。

○閣府委員 第三十條の点におきま
しては、この公安調査官は相手方を強
制して出させるということはできない
のであります。あくまで相手方の任
意な意思の発動として提出していただ
いたものを、領受するといふ建前のな
のであります。調査官としましては、そ
の実際の事務の運用におきまして、ほ
んとくに相手方の自由な意思において
出し得るやうな各般の処置を講じて、
この領受の処置をとる。かようにいた
しまして、あやまちがないやうにいた
したいと考えておるわけでありまして。
○鐵治委員 そのあやまちなからしめ
る具体的方法がございましやうかと聞

いたのです。抽象論ならよくわかつて
いる。

○吉河政府委員 お答え申します。任
意の領置をしないで、強制的に品物を
取上げるといふようなことについての
措置、これは現行の刑事訴訟法の運用
につきましても、同様なことが考えら
れると思ふのでありますが、こういう
場合については、どし／＼公安調査庁
の長官に、その処分についての救済を
求めるということが考えられるのでは
なからうかと思ふのであります。

○鑑治委員 もう一つ聞いておきたい
のでありますが、二十九條です。先ほ
どから議論になりましたが、二十七條
の第一項、第二項及び二十八條がある
のに、二十九條で立会つて見なければ
ならぬというその理由が私にははつ
きりしないのですが、その捜査の方法
を見ておらなければ、はつきり頭へで
も来ないという意味ですか。それとも
捜査すれば、特別の、自分の思ふよう
な証拠でもとつてもらえるという意味
でしょうか。どういふお考えなんです
か。

○吉河政府委員 お答えいたします。
検察庁あるいは司法警察官なり裁判所
が、いろ／＼な証拠書類を事件に関し
て持つておるわけであります。こうい
うようなものの証拠物件についても、
これを拜見できる。しかしこの証拠物
件が、現実に押収、捜索、検証等にお
きまして、現場において発見された状
態において、これを立会つて拜見する
ということは、証拠に対する公安調査
官の心証の上にも、きわめて意義のあ
ることであると考へて、かような建前
をもつて、二十九條を規定した次第で
あります。

○鑑治委員 これはしば／＼言われる
ことですが、なるほど公安調査官には
強制権はないといへども、このとき一
緒に行けば、司法警察官及び検察官と
同様に、強制権の行使ができるという
ねらいがあるのじやないかとみなに疑
われるのですが、さうなことはござ
いませぬか。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。絶対に押収、捜索、検証の手助け
とか、いろ／＼干渉がましいことを言
うということはできない建前になつて
おります。

○鑑治委員 それから二十七條を読ん
でみますと、これは司法警察にある場
合、あるいは検察庁にある場合だけを
書いてありますが、裁判所に行つたら
できない意味でありましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。検察官を通じてお願いする建前を
考へております。

○佐瀬委員 本日はこの程度にとど
め、明日は十一時より再開いたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時四分散会